

平成24年第2回美幌町議会定例会会議録

平成24年 3月 8日 開会

平成24年 3月21日 閉会

平成24年 3月12日 第3号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 議案第 1 2 号～議案第 3 5 号

○出席議員

1 番	新 鞍 峯 雄 君	2 番	大 江 道 男 君
3 番	早 瀬 仁 志 君	5 番	中 嶋 すみ江 君
6 番	松 浦 和 浩 君	7 番	上 杉 晃 央 君
8 番	岡 本 美代子 君	副議長 9 番	坂 田 美栄子 君
10 番	宗 像 密 琇 君	11 番	大 原 昇 君
12 番	吉 住 博 幸 君	13 番	橋 本 博 之 君
議長 14 番	古 舘 繁 夫 君		

○欠席議員

4 番 柏 葉 久 子 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席説明者

美 幌 町 長 土 谷 耕 治 君 監 査 委 員 高 木 清 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定による出席受任説明者

副 町 長	染 谷 良 君	総 務 部 長	浅 野 俊 伸 君
民 生 部 長	馬 場 博 美 君	経 済 部 長	平 野 浩 司 君
建 設 水 道 部 長	磯 野 憲 二 君	病 院 事 務 長	大 村 英 則 君
会 計 管 理 者	鈴 木 元 春 君	事 務 連 絡 室 長	糸 屋 定 春 君
総 務 主 幹	高 崎 利 明 君	電 算 主 幹	植 木 恒 則 君
住 民 活 動 主 幹	丸 山 俊 夫 君	政 策 財 務 主 幹	平 井 雄 二 君
契 約 財 産 主 幹	村 田 純 一 君	税 務 主 幹	大 平 幸 雄 君
環 境 生 活 主 幹	谷 川 明 弘 君	児 童 支 援 主 幹	佐 藤 和 恵 君
福 祉 主 幹	井 上 和 俊 君	健 康 推 進 主 幹	立 花 八 寿 子 君
農 政 主 幹	高 木 恵 一 君	公 社 主 幹	広 島 学 君
耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君	商 工 観 光 主 幹	戸 井 田 准 一 君
都 市 整 備 主 幹	岩 田 憲 次 君	施 設 管 理 主 幹	門 別 孝 志 君
住 宅 建 築 主 幹	佐 藤 修 君	水 道 主 幹	澤 畠 雅 俊 君
病 院 総 務 主 幹	橋 本 美 典 君	事 務 連 絡 室 次 長	篠 永 幸 男 君
教 育 長	川 崎 俊 郎 君	教 育 部 長	佐 藤 庄 一 君
学 校 教 育 主 幹	藤 原 豪 二 君	学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君
社 会 教 育 主 幹	小 西 守 君	文 化 ホ ー ル 建 設 準 備 主 幹	石 坂 聡 君
ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	田 村 圭 一 君	農 委 事 務 局 長	嶋 田 秀 行 君
選 管 事 務 局 長	武 田 孝 司 君		
監 査 委 員 室 長			

○議会事務局出席者

事務局 長 高 坂 登貴雄 君 次 長 荒 井 紀光子 君
議事係 長 水 上 修 一 君 庶務係 長 松 尾 まゆみ 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（古館繁夫君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成24年第2回美幌町議会定例会第5日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（古館繁夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番松浦和浩さん、7番上杉晃央さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古館繁夫君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（高坂登貴雄君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、高木監査委員、遅参の旨、届け出がありましたので、報告をします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第12号から
議案第35号まで

○議長（古館繁夫君） 日程第2 議案第12号美幌町住民投票条例の制定についてから議案第35号平成24年度美幌町病院事業会計予算についてまでの24件を議題とします。

順次、提案者から説明を求めます。

説明に当たっては、簡潔に、要点を得た説明をお願いします。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） それでは、議案の168ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第12号美幌町住民投票条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町住民投票条例を次のように制定しようとするということで、内容につきましては参考資料のほうで御説明申し上げますので、参考資料の4ページをお開きいただきたいと思えます。

制定目的でございます。

美幌町自治基本条例第18条第6項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定め、町政に関する重要な事項について、直接住民の意思を確認することにより、住民の町政への参加を推進し、もって町民主体の自治を実現することを目的に制定しようとするものであります。

制定の内容であります。

まず、第1条の目的でございますが、ただいま制定目的で御説明申し上げました内容を本条例の制定目的としております。

第2条につきましては、町政に関する重要な事項の規定で、住民投票の対象となるものは、町全体に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項として規定し、対象とならない事項として5項目を規定してございます。

次に、第3条は、請求資格者及び投票資格者の規定で、18歳以上の日本国籍を持っている方で引き続き3カ月以上美幌町に住所を有する人。また、外国人につきましては、18歳以上の永住者、特別永住者のほか、定住者の方で3年を超えて美幌町に住んでいる方と規定してございます。

第4条は、住民投票の形式の規定で、二者択一で賛否を問う形式で行うことを規定してございます。

第5条につきましては、請求等の制限であ

りますが、同じ時期に同一内容の住民投票の請求はできないことを規定してございます。

第6条であります。請求代表者証明書の交付等の規定で、住民投票の実施を請求しようとする代表者は、住民投票実施請求書を町長に提出し、町長が審査を行った上で請求資格者と認めた場合は証明書を交付し、その旨を告示することを規定してございます。

次の第7条は、署名等の収集の規定で、署名等は、第6条の告示の日から31日以内でなければ求めることができないことの規定でございます。

次に、第8条では、署名簿の提出等の規定で、署名された名簿を署名期間満了の日から5日以内に町長へ提出し、期限を経過した場合は却下する旨を規定してございます。

第9条でございます。審査名簿の作成の規定で、審査名簿を策定した日の翌日から5日間は、その署名簿を関係人の縦覧に供し、異議の申し立てがある場合については、異議申し立てを受けた日から3日以内に決定し、申し出人に通知することの規定でございます。

第10条は、署名等の審査の規定で、署名簿の提出を受けてから30日以内に審査して、署名者の総数を告示するとともに、7日間縦覧に供する規定と、異議申し立て等がある場合には、申し出を受けた日から14日以内にその結果を通知することを規定してございます。

次の第11条であります。住民投票の実施の請求に係る規定で、請求代表者は、有効署名総数に達した署名簿の審査を受け、その署名簿の返付を受けた日から5日以内に限り住民投票の実施の請求ができることを規定してございます。

第12条でございます。住民投票の実施の決定に係る規定で、請求を受理した日から5日以内に住民投票の実施を決定し、請求代表者または議会議長へ通知するとともに、その旨の告示することを規定してございます。

次に、第13条であります。住民投票の期日の規定でございまして、住民投票の期日

は、告示の日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲で町長が定め、告示することを規定してございます。

第14条でございます。情報の提供の規定で、住民投票に関し必要な情報を広報その他の方法により住民に提供することを規定してございます。

次に、第15条であります。住民投票運動に関する規定でございます。住民投票に関する投票運動は自由に行うことができる規定と、買収や脅迫などの禁止行為及び選挙管理委員会の委員など投票運動を行えない者を規定してございます。

第16条は、投票資格者名簿の作成の規定で、投票資格者名簿を作成し、縦覧に供し、異議申し出がある場合には異議申し出を受けた日から3日以内に決定し、申し出人に通知することを規定してございます。

第17条は、投票区及び投票所等に係る規定で、投票日の5日前までに投票区、投票所及び投票日前投票所等の告示をする旨を規定してございます。

第18条は、投票することができない者の規定で、投票資格者名簿に登録されていない方や、登録された者であっても、投票当日に資格がなくなった者を規定してございます。

第19条は、投票の方法の規定で、無記名投票とし、憲法改正、国民投票法における投票用紙の記載方法と同じく、投票用紙に印刷された賛成、反対の文字に丸をつける方法で行うことを規定してございます。

第20条は、期日前投票等の規定で、期日前投票及び不在者投票を行うことができることを規定してございます。

第21条は、開票所等の規定で、開票の場所及び日時を告示し、開票所に開票管理者と開票立会人を置くことを規定してございます。

第22条は、投票の効力の規定でございまして、投票用紙の賛成または反対の文字を二重線またはバツ等で抹消した場合であっても投票を有効とする規定でございます。

第23条は、無効投票の規定で、所定の用紙を使わないなど無効とする5項目を規定してございます。

第24条は、投票の結果に係る規定で、投票結果の通知及び告示行為について規定してございます。

第25条は、投票結果の尊重の規定で、投票結果について、法的拘束力はありませんので、尊重義務を果たすということで規定してございます。

第26条は、再請求等の期間の規定で、住民投票の結果が告示されてから2年間は同一事項の住民投票の請求はできないことを規定してございます。

第27条は、規則への委任でございます。

施行日につきましては、平成24年4月1日からでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 議案の177ページをお開き願いたいと思います。

議案第13号美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、議案の参考資料の6ページをお開き願いたいと思います。

議案第13号関係。

条例名、美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例。

改正目的につきましては、児童福祉法の改正に伴い、法第27条第1項第3号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」中「知的障害児通園施設」が「障害児

通所施設」へ、その他の施設については「障害児入所施設」に改められることに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、1、美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例例規類集第7類第1章第3節の2及び2、美幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費に関する助成例規類集第7類第1章第8節の5につきましては、それぞれ条例第3条第2項中「知的障害児通園施設に通所している者を除く」を削る規定でございます。

根拠法令につきましては、児童福祉法であります。

施行日につきましては、平成24年4月1日からであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

議案の178ページをお開き願いたいと思います。

議案第14号 美幌町保育所条例及び美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町保育所条例及び美幌町学童保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

記以下につきましては、議案の参考資料の7ページをお開き願いたいと思います。

議案第14号関係。

条例名、美幌町保育所条例及び美幌町学童保育所条例。

改正目的につきましては、美幌町保育所条例及び美幌町学童保育所条例について、保育料を減免する規定の追加及び児童福祉法の一部改正による文言整理のため条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、1、美幌町保育所条例例規類集第7類第1章第3節の4であります。

条例第5条中「保育の実施」を「保育所における保育」に改めるもので、これにつきましては児童福祉法の一部改正する文言整理で

あります。

次に、条例第7条、保育料の減免でありますけれども、「町長は、保護者が特別の事由により保育料を納付することができないと認めた場合は、その保育料の全部または一部を免除することができる」規定から、「町長は、特別の事由があると認めたときは、前条の保育料を減免することができる」の規定に改めるものでございます。

なお、具体的な基準等につきましては、規則の第10条において、保育料の減免について規定しております。

2、美幌町学童保育所条例例規類集第7類第1章第3節の14であります。

条例第9条、保育料を減免する規定の追加でございます。これにつきましても、具体的な基準については規則の第10条において、保育料の減免について規定しております。

根拠法令等につきましては、児童福祉法であります。

施行日につきましては、平成24年4月1日からであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

議案の179ページをお開き願いたいと思います。

議案第15号美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、議案の参考資料の8ページをお開き願いたいと思います。

議案第15号関係。

条例名、美幌町子ども発達支援センター条例。例規類集第7類第1章第3節の10であります。

改正目的につきましては、障害者制度改革推進本部における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整

備に関する法律が平成22年12月の公布により障害児対象とする事業は児童福祉法に基づいて行われることにより、条文の整理を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、児童福祉法の改正により、「児童デイサービス」を「児童発達支援」に改正するものでございます。

根拠法令等につきましては、児童福祉法であります。

施行日につきましては、平成24年4月1日からであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

議案の180ページをお開き願いたいと思います。

議案第16号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、議案の参考資料の9ページをお開き願いたいと思います。

議案第16号関係。

条例名、美幌町介護保険条例。例規類集は、第7類第1章の第7節の2であります。

改正目的につきましては、介護保険法に基づく介護保険料率の改正及び保険料率の特例を設けるため、条例の一部を改正するものでございます。

第5期の介護保険料率の設定について御説明申し上げます。

第5期の平成24年度から26年度までの介護保険料率については、厚生労働省の第5期介護保険事業計画に係る介護保険設定に基づき、美幌町においては美幌町高齢者保健福祉計画第5期介護保険事業計画策定委員会を4回開催し、第4期の計画の介護サービス等の実績を評価、分析し、町民及び事業所のアンケートによるニーズ調査を行いました。

その結果、課題を明確にするとともに、それらのニーズに対応すべく、地域の実情に合った今後の取り組みの方向性を協議し、平

平成24年度から26年度までの介護給付費を見込んだところであります。

具体的には、訪問介護、通所介護等の給付費等の増、介護報酬の平均1.2%の増の額の確定、老人福祉施設の整備を見込んだところ、第4段階の基準月額が現行の3,200円から、第5期におきましては4,160円となったことから、北海道の財政安定化基金及び美幌町の介護保険基金を繰り入れすることによって、介護保険料率の増額を抑制し、基準額を3千700円に改定しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、平成24年度から26年度までの介護給付に必要な第1号被保険者の基準価格を改正したことにより、介護保険法施行令第38条に基づく保険料について、厚生労働省の第5期保険料に基づき、第4期の平成21年度から23年度までの本則保険料率を平成24年度から26年度までの本則保険料率に改めるものでございます。

なお、表の見方でございますけれども、区分の中の右側でございます。平成21年度から23年度まで本則保険料率と、平成21年度からその横の23年度までの附則保険料率についてですけれども、第4期の介護保険料の設定については、この部分が第4期なのですけれども、介護従事者処遇改善特例交付金があり、繰り入れする前の保険料を、左側になりますけれども本則で定め、交付金を繰り入れ後の保険料を附則で定める厚生労働省の通知どおり設定したものでございます。

今回の改正については、一番右側の平成24年度から26年度までの本則の保険料率になるものでございます。

この表の中の第4段階、基準額4分の4、本則では3万8,910円、先ほど言いましたけれども附則の保険料率では3万8,400円で、基金を繰り入れるときの金額です。これが実際の第4期の介護保険料率になってございます。

今後においては、先ほど説明したとおり、

平成24年度から26年度本則については年間で4万4,400円になって、月額では3,700円になる見込みでございます。

そのほかの所得段階1については、この基準額の4分の1、第2段階につきましては4分の2、第3段階につきましては4分の3、第5段階については4分の5、第6段階については4分の6の基準額で定めることになってございます。

その下の2、第4段階の保険料率の軽減を行うため、公的年金等の収入額及び同年の合計所得の金額が80万円以下の第1号被保険者の保険料について、介護保険サービスの基盤強化のため、介護保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が、今年度においても平成23年12月2日に改正されたことにより、引き続き特例を附則で設けることができることになったことから、第4段階の軽減措置に係る保険料率を、本則で3万4,040円を3万8,800円に改めるものでございます。

根拠法令等につきましては、介護保険法、介護保険施行令であります。

施行日につきましては、平成24年4月1日からであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の181ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、内容につきましては、参考資料のほうで御説明申し上げますので、参考資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

資料9、議案第17号関係。

条例名は、美幌町民会館条例でございます。

まず、改正の目的でございます。

仮称文化ホールの完成に伴い、町民生活及び文化の向上を図るため、施設を効率的及び効果的な管理運営を町民会館と一体的に行うため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、まず第1条の設置でございますが、仮称文化ホールの整備に伴い、文化振興について明確に位置づけするために条文の整理を行うものでございます。

第2条の1についてであります。町民会館の南側の土地について、駐車場用地として取得したことに伴い、条文の1に「東2条北4丁目21番地の2」と「東3条北4丁目7番地」の2筆を加えるものでございます。

第3条の開館時間でありまして、従来は午前、午後、夜間、全日の四つの区分により料金体系を定めておりましたが、今回の改正により、1時間単位による料金体系に改正するものでございまして、「夜間利用の予約のない場合については」という条文について削除するものでございます。

第7条の使用料の改定でございますが、従来は、先ほども申し上げました午前、午後、夜間、全日の四つの区分により料金を設定してございましたが、利用実態として短時間の場合もあり、1時間単位での料金体系にすることにより、利用しやすく、また、利用者の負担軽減にもつながることから、各部屋の利用料金につきまして、別表第1に掲げる1時間単位による料金体系に改正するものでございます。

別表1の町民会館使用料料金表であります。第1ホール「びほーる」の1時間当たりの使用料は5,000円であります。

その下の舞台という区分につきましては、練習のため舞台だけ使う場合の料金として、1時間当たり1,000円として設定しているものでございます。

楽屋1から楽屋3までにつきましては、舞台と同時使用する場合は料金を徴収しませんが、楽屋のみ使用する場合は料金設定で、楽

屋1と2は1時間当たり300円、楽屋3については、面積が楽屋1、2より大きいので、400円と設定してございます。

また、ギャラリーにつきましては、第1ホールに入る前の空間で町民会館側のホワイエと区分して設定しまして、1時間当たり500円と設定いたしましたところでございます。

そのほかにつきましては、記載のとおりでございます。

さらに、町民会館の食堂部門の使用料につきましては、今まで財務規則の行政財産の貸し付けによる料金を徴収しておりましたが、今回の改正に合わせまして、新たに別表第2として町民会館食堂使用料金表を規定するもので、1カ月当たり9万円とするものであります。

施行日につきましては、平成24年4月1日からでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 経済部長。

○経済部長（平野浩司君） 議案の184ページをお開きください。

議案第18号美幌町有林野条例の一部を改正する条例制定についてを御説明いたします。

美幌町有林野条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、記以下につきましては参考資料で御説明いたします。

参考資料の11ページをお開きください。

資料10、議案第18号関係。

条例名、美幌町有林野条例。

改正目的は、森林法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、森林所有者等が作成する現行の施業計画について、森林法の改正により「森林経営計画」と改められましたので、改正するものでございます。

根拠法令等は、森林法です。

施行日は、平成24年4月1日です。

以上、御説明しましたので、よろしくお願

いたします。

○議長（古舘繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の185ページをお開きください。

議案第19号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の12ページをお開きください。

条例名、美幌町営住宅管理条例であります。

改正目的であります。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、公営住宅の一部が改正され、①同居親族要件の廃止、②入居者の心身の状況等、特に居住の安定を図る必要がある場合の条例委任等の措置がなされ、町営住宅に係る現行の入居者の資格を維持できるような条例の一部を改正するものです。

改正の内容であります。

次のように改正するもので、第6条に係るもので、1、同居親族要件。

改正前の制令で定められていた同居親族要件が廃止され、改正後の法第23条により条例で定めることとされました。よって、従来どおりの入居者資格要件を維持するために、次のように定めることとします。

(1)入居者の資格。

これまでどおりの同居する親族がいることを原則とします。

(2)入居の例外規定でございます。

老人、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、①60歳以上の者、②身体障害者等、③戦傷病者、④生活保護受給者など条例に定めております。

2、入居収入基準。

改正前の政令で定められていた入居収入基準については、事業主体が条例で定めること

とされました。よって、現行の入居収入基準を維持するために、次のように定めることとします。

(1)特に住居の安定を図るべき者は21万4,000円です。該当する者、①入居者または同居者が一定程度の身体障害者等、②入居者が60歳以上の者であり、かつ同居者のいずれかの者が60歳以上または18歳未満の者である場合、③同居者に小学校就学の始期に達するまでの者があるなどでございます。

(2)は、(1)以外は15万8,000円でございます。

第56条に係るもので、3、町営改良住宅の入居資格であります。第1次一括法に伴う当該条例改正同様に、同居親族要件、入居収入者基準について、現行の要件を条例に定めることとします。

次の13ページをお開きください。

4、規定の整備として、上記改正に伴う条項ずれ等の解消のために、第7条、第13条、第29条に係る文言整理を行っております。根拠法令等は、公営住宅法、公営住宅施行令、住宅地区改良法施行令であります。

施行日は、平成24年4月1日です。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（佐藤庄一君） 議案の188ページです。

議案第20号美幌町都市公園条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の14ページをお開きください。

資料12、議案第20号関係。

条例名、美幌町都市公園条例であります。

改正目的ですが、網走川河畔公園パークゴルフ場の使用料の納入に関する取り扱いを明確にするため、条例の一部を改正するもので

す。

改正内容です。

別表2にパークゴルフ場の使用料金が規定されております。

改正前と中段以降の改正後を比較して見ていただきたいと思います。

改正前、備考3に「65歳以上75歳未満の者のシーズン使用料は50%減免」と規定しておりましたが、改正後は表の中に入れて、「65歳以上75歳未満は1シーズン2,000円」と明確に規定をいたしました。

また、実際の運用としまして、身体障害者の方の使用料は免除しておりましたが、新たに備考の3に「身体障害者手帳の交付を受けている者」と追加規定をし、使用料を徴しないことを明確にいたしました。

施行日は、平成24年4月1日です。

続きまして、議案の189ページをお開きください。

議案第21号美幌町図書館条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の15ページをお開きください。

資料13、議案第21号関係。

条例名、美幌町図書館条例です。

改正目的ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、図書館法が改正され、図書館協議会委員の任命の基準、定数及び任期、その他図書館協議会に関し必要な事項について条例で定めることとされたことから、条例の一部を改正するものです。

改正内容は、一つ目としまして、第3項に「協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから美幌町教育委員会が委嘱する」を加えるということ

で、図書館法改正により任命基準が削除されたことから、条例で規定するものです。

二つ目としまして、第4項で委員の定数を「7名以内」と改めるものです。

三つ目は、第4項を第5項ということで、第3項の追加による項番号の繰り下げです。

根拠法令は、図書館法及び図書館法施行規則。

施行日は、平成24年4月1日です。

続きまして、議案の190ページをお開きください。

議案第22号美幌町マナビティーセンター条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町マナビティーセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の16ページをお開きください。

資料14、議案第22号関係。

条例名、美幌町マナビティーセンター条例。

改正目的は、美幌町マナビティーセンター使用料の減免の規定を整理するものです。

改正内容ですが、町長が減免できる規定の内容について、「公用または公共の事業等のため特別な事由があると認めるとき」を「特に必要と認めるとき」に改めるものです。

これは、マナビティーセンターの減免の対象には、従前から社会教育団体である文化連盟や文化活動を行っているマナビティーセンター登録認定サークルなどが含まれておりますので、それらの団体が網羅できるよう、現状に沿った文言整理を行うものであります。

なお、減免対象団体等の詳細につきましては、規則で規定することとなります。

施行日は、平成24年4月1日です。

議案の191ページをお開きください。

議案第23号美幌町博物館条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の17ページをお開きください。

資料15、議案第23号関係。

条例名、美幌町博物館条例。

改正目的は、議案第21号の美幌町図書館条例の改正と同様に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、博物館法が改正され、博物館協議会委員の任命の基準、定数及び任期、その他博物館協議会に関し必要な事項について条例で定めるところとされたことから、条例の一部を改正するものです。

改正内容ですが、一つ目は、博物館法の条項が変わったことにより、法第20条に変更とし、「博物館協議会」を正式名称である「美幌博物館協議会」とするものです。

二つ目は、第3項に「協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから美幌町教育委員会が委嘱する」を加えるということで、博物館法改正により任命基準が削除されたことから、条例で規定するものです。

三つ目は、第4項で、委員の定数を「10名以内」と改めるものです。

四つ目は、第4項を第5項ということで、第3項の追加による項番号の繰り下げです。

根拠法令は、博物館法及び博物館法施行規則です。

施行日は、平成24年4月1日です。

以上、御説明をいたしました。

○議長（古館繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 議案の192ページをお開きください。

議案第24号美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを御説明申し上げます。

美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例は、次のように制定しようとする。

内容につきましては、参考資料で御説明い

たしますので、参考資料の18ページをお開きください。

条例名、美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例。

地方公営企業法第32条の一部改正により、法定積立金、減債積立金と利益積立金の積み立て義務が廃止され、また、条例等により利益及び地方の剰余金の処分が可能となるため、新たに条例を制定して対応するものがあります。

制定目的であります。

地域の自主性、自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、地方公営企業法の一部が改正され、利益の処分または資本剰余金の処分手続等に係る資本制度が見直されました。地方公営企業がそれぞれの経営判断に基づき処分できることとなったため、条例を制定するものです。

なお、本条例は、水道事業及び病院事業を対象として制定するものです。

制定内容であります。

1、利益の処分。

減債積立金及び利益積立金への積み立て義務が廃止され、条例または議会の議決を経て処分が可能とすることとします。

(1) 20分の1を下らない金額を減債積立金または利益積立金として積み立て、あとの残額は議会の議決により処分可能とします。

2、資本剰余金の処分。

条例または議会の議決は必要となるが、円滑な事務処理の推進のため、条例に規定することにより現行法と同様の処分が可能とすることとします。

(1) 補助金により取得した資産を滅失した場合は処分が可能。

(2) 利益をもって繰り越した欠損を補てんし切れなかった場合は処分可能とします。

根拠法令は、地方公営企業法、地方公営企業法施行令であります。

施行日は、平成24年4月1日であります。

続きまして、議案の194ページをお開きください。

議案第25号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

美幌町水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の19ページをお開きください。

改正目的であります。

近年の水需要の減少、特に大口業務用の使用水量が落ち込む中、長期的に安定的な企業経営を実現するため、水の供給量に余裕がある範囲内で大口使用者の水需要の増加を促進するための特約的な料金を設定するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。

1、個別需給給水契約の規定を加えることとします。

(1)、水道需要管理者に定める水量を超えて使用する者（大口使用者）と個別需給給水契約を結ぶ旨を第28号の2の第1項で規定しております。

(2)、個別需給給水契約を結んだ者に対して、渇水時等に使用可能な水量を制限できる旨を第28号の2の第2項で規定しております。

(3)、個別需給給水契約時における水道料金（超過料金）を次のとおり、第28号の2第3項で規定しております。

大口使用者として個別需給給水契約の適用対象者とは、本町の水道を継続して1年以上使用している者のうち、本契約の申し込み前3年間に条例第21条の規定により設置された一つのメーターにつき、一月当たり1,000立方メートル以上の使用実績が一月以上あり、かつ本契約申し込み後も引き続き一月当たり1,000立方メートル以上の使用が見込まれる者としております。ただし、本町水道以外の水道施設からの転換、地下水からの転換です。一月当たり1,000立方メー

トル以上の使用が見込める者も含んでおります。

超過料金表中の契約水量とは、本契約の申し込みの直近3年間の各年における最大月最大使用料の平均に8割を掛けたものが契約水量です。この本契約の申し込み直近3年間の各年における最大月最大使用料水量の平均を基準水量と言っています。ただし、契約水量が1,000立方メートルに満たない場合は1,000立方メートルとします。

調整水量とは、1日当たりの使用可能な水量から1日当たりの基準水量を控除した量の30%から95%の範囲内で管理者が定めた水量であります。

施行日は、平成24年4月1日であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 教育部長。

○教育部長（佐藤庄一君） 議案の196ページです。

議案第26号指定管理者の指定について。

美幌町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の20ページをお開きください。

資料18、議案第26号関係。

指定管理者の指定についてです。

まず、選定の経過について御説明いたしますが、今回の指定管理につきましては、指定手続条例第2条に基づき公募を行っております。

募集期間は、昨年12月2日から12月21日までの20日間で、その結果、現在、指定管理者となっております美幌町体育協会1団体のみからの応募があったところです。

その後、指定手続条例第4条により、ことしの1月13日に6名の選定委員による指定管理者選定委員会を開催いたしまして、申請

内容などを審査しました結果、美幌町体育協会については指定管理者として6年の実績があり、施設の管理運営計画、職員体制、さらには施設の有効活用、収支計画など選定基準と照らし、引き続き施設の管理を行う団体として適当と認められたことから、満場一致で選定されたところであります。

施設の名称、美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート。

施設の所在、美幌町字稲美137番地7。

指定管理者、美幌町字西1条南5丁目、特定非営利活動法人美幌町体育協会会長、鶴野宏です。

施設の概要は、記載のとおりです。

選定の理由ですが、美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコートは、町民の体育振興と健康増進を図るために設置された施設であり、施設の効果を最大限生かした維持管理及び地域住民の声が反映される管理を行うことができる美幌町体育協会を選定いたしました。

指定期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間です。

業務の範囲は、1、施設及び設備等の維持管理に関すること、2、施設の利用許可、その他利用に関すること、3、利用料金に関すること、4、施設の運営に関して教育委員会が必要と認める業務に関することとあります。

利用料金。

美幌町あさひ体育センターにつきましては、次のページ、21ページの料金表のとおりであります。また、美幌町テニスコートについては記載のとおりであります。

根拠条例は、美幌町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例及び美幌町スポーツ施設条例です。

続きまして、議案の197ページをお開きください。

議案第27号指定管理者の指定について。

美幌町公の施設にかかわる指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、

次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の22ページをお開きください。

資料19、議案第27号関係。

指定管理者の指定についてです。

選定経過につきましては、議案第26号と同様ですので、省略させていただきます。

施設の名称、美幌町B&G海洋センター。

施設の所在、美幌町字大通南5丁目8番地。（「説明省略」と呼ぶ者あり）

指定管理者、美幌町字西1条南5丁目、特定非営利活動法人美幌町体育協会会長、鶴野宏です。

以上、御説明を申し上げました。

○議長（古館繁夫君） 暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） 議案の198ページでございます。

議案第28号平成24年度美幌町一般会計予算について御説明申し上げます。

平成24年度の各会計予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度美幌町一般会計予算について御説明申し上げます。

平成24年度美幌町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93億9,719万3,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定によ

り債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」で御説明申し上げます。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は、25億円と定めるものでございます。

それでは、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表、債務負担行為であります。

債務負担行為は、数年度にわたる債務を負担する契約を結ぶなど将来の財政負担を約束する行為で、平成24年度以降に係る事業等について、その期間及び限度額を設定するものであります。

まず、一番上の庁舎リソグラフ借上料であります。これは、平成14年に導入しました庁舎の印刷機であります。この更新でございます。期間は平成24年度から28年度までの5年間で、限度額は98万8,000円でございます。

次に、救急告示公的病院等運営費補助金であります。これは、救急告示公的病院等と美幌・津別広域事務組合との円滑な連携のもと、救急隊員が脳卒中等の症状があると判断した場合、直接救急告示病院である網走脳神経外科病院または北見の道東脳神経外科病院に直接搬送するシステムを開始したことによりまして、救急医療の安定的確保及び脳疾患による障害の軽減並びに医療費の削減を図るため、社会医療法人明生会に対し運営費の一部について助成するもので、期間は平成24年度から33年度までの10年間で、限度額は4,500万円であります。

次に、農業経営基盤強化資金利子補給であります。これは、スーパーL資金の利子補給

で、本年度は5件を見込み、期間は平成24年度から29年度までの6年間で、限度額につきましては62万2,000円でございます。

次に、畑地帯総合土地改良事業美幌豊栄地区分担金であります。これは、平成24年度から新規に実施いたします豊幌、登栄、美富、野崎、駒生の一部の地区における区画整理、暗渠排水、客土、除れき等の農業基盤整備事業に係る20%の分担金で、期間につきましては平成24年度から事業の完了年度まで、限度額は、土地改良法に基づく負担金額であります。

次に、手押しロータリ除雪機購入であります。これは、平成7年に導入したものの更新でございます。期間は平成24年度から平成28年度までの5年間の償還で、限度額は306万8,000円でございます。

次に、機械警備委託料（中学校）で、これは、美幌中学校が旧美幌高校の校舎へ移転するに伴う学校の機械警備に係る整備で、期間は平成24年度から平成28年度までの5年間で、限度額は226万8,000円あります。

次に、自動体外式除細動器借上料（中学校）で、これは、美幌中学校及び北中学校におけるAEDの借上料の更新であります。それぞれ1台ずつ借り上げるもので、期間は平成24年度から28年度までの5年間で、限度額は49万6,000円でございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思っております。

第3表、地方債でございます。平成24年度に実施します各事業に要する財源の一部として地方債に求めるものでございます。

まず、北海道総合行政情報ネットワーク更新整備事業で、限度額は180万円でございます。これは、災害時の通信手段として、北海道、総合振興局、市町村が地上系と衛星系の二つの通信ルートで防災行政無線を構築しておりますが、整備後15年が経過したこと

から、平成24年度より2カ年で更新するものでございまして、新年度におきましては、情報伝達システムのソフト、パソコン、プリンター、着信灯などを導入するもので、地方債名は一般単独事業債の防災対策事業で、充当率は75%、後年度元利償還金の30%が交付税措置されるものであります。

次に、水道未普及地域解消事業で、限度額は7,830万円であります。これは、水道事業会計が実施いたします豊幌地区の水道未普及地域解消事業について、繰り出し基準に基づき建設改良費の3分の1を一般会計から水道事業会計へ出資する財源として地方債に求めるものでございまして、地方債名は公営企業債で、充当率は100%、後年度元利償還金の50%が交付税措置されるものであります。

次に、農業生産基盤整備事業で、限度額は640万円でございます。これは、田中地区及び豊栄地区の道営畑地帯総合土地改良事業の区画整理に係る分で、地方債名は公共事業債等で、充当率は、通常分が50%、財源対策分が40%の計90%であります。このうち財源対策債に係る分について、後年度、元利償還金の50%が交付税措置されるものであります。

次に、食料供給基盤強化特別対策事業で、限度額は2,300万円であります。これは、田中地区における畑地帯総合土地改良事業の暗渠、客土、除れき、同じく豊栄地区の暗渠、さらに、美禽地区における経営形態育成基盤整備事業の暗渠と客土の実施に伴うパワーアップ分でございます。地方債名は北海道振興基金、充当率は75%、交付税措置はございません。

次に、特定間伐等促進事業で、限度額は1,590万円であります。これは、平成23年度から平成32年度までの10年間、未来につなぐ森づくり事業として実施されるもので、公共造林事業として実施された植林のうち、町が事業費の26%を補助した場合、26%のうち16%について道から市町村に

対し助成され、その補助残が起債対象となるものでございます。今年度は、民有林が250ヘクタール、町有林が24.1ヘクタール予定してございます。なお、地方債名は一般補助施設整備等事業債で、充当率は100%、後年度元利償還金のうち30%について特別交付税で措置されることとなっております。

次に、除雪トラック等整備事業で、限度額は1,730万円であります。これは、平成2年に導入しました除雪トラックの更新で、地方債名は辺地債、充当率は100%であります。後年度、元利償還金の80%が交付税措置されるものであります。

次に、公営住宅灯油集中供給設備改修事業、限度額は1,910万円であります。これは、町の公営住宅の各階に灯油の供給設備のついていない4団地について、社会資本整備交付金事業により灯油集中供給設備を2カ年で設置するものでありまして、新年度は仲町団地の80戸、三橋南団地80戸、美富団地80戸、計11棟の240戸分であります。地方債名は公営住宅建設事業債で、充当率は100%、交付税措置はございません。

次に、埋蔵文化財発掘調査事業で、限度額は180万円でございます。これは、田中地区の道営畑総事業の所在地調査、試掘調査を実施するもので、地方債名は北海道振興基金、充当率は75%で、交付税措置はございません。

次に、文化ホール整備事業で、限度額は1億5,710万円でございます。これは、昨年からの債務負担行為で実施しております町民会館第1ホールの整備で、鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建て、1階が2,022.87平米、2階が442.26平米、合計2,465.13平方メートルを整備するもので、地方債名は一般単独事業債で、充当率は75%、交付税措置はございません。

最後の臨時財政対策債で、限度額は4億3,770万円あります。これは、交付税制度の見直しによりまして、交付税の不足分

の一部を地方自治体の地方債に振りかえられるもので、充当率は100%であります。後年度に、この元利償還金の100%が交付税措置されるものであります。

以上、本年度の借り入れいたします地方債の総額は7億5,840万円を予定し、計上いたしましたところであります。

次に、75ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出でございます。

議会費で、総額は8,816万3,000円でございます。

議会運営費の上から4行目、議員共済費等で2,353万1,000円ありますが、昨年の6月1日をもって議員年金制度が廃止されましたが、経過措置として、毎年度、現職議員の標準報酬総額に応じ地方公共団体が公費で負担することとなったもので、今年度は100分の57.6の負担率となっております。

この議員共済負担分と、一番下でございます。交付金、政務調査費交付金336万円でございます。これは、昨年1月に制定されました美幌町議会の政務調査費の交付に関する条例に基づき、議員1人当たり月額2万円の政務調査費14名分でございます。

この二つの部分につきましては、昨年度は年度途中による補正予算で計上いたしましたことから、今年度は議会総額で約2,000万円ほど増となっております。

次に、77ページをお開きいただきたいと思ひます。

総務費で、総額4億4,829万5,000円でございます。

一番上の一般事務費の非常勤職員報酬16万8,000円でございますが、これは、特別職報酬審議会7名分の4回分、さらに、職員懲戒処分審査委員2名分の1回分を計上してございます。

その下の、4段飛びまして臨時職員賃金であります。210万7,000円、これにつきましては、パートの電話交換手2名の賃金

及び新規採用職員の見習い賃金3名の15日分を計上してございます。

その欄の下のほうに庁用備品83万2,000円とございます。これにつきましては、文書管理体制の適正化と事務の効率化を図るためファイリングシステムを導入するため、新年度は総務グループをモデル的に実施するもので、パーティカルキャビネットを購入するものでございます。

その他につきましては、昨年度と大きく変わりございません。

次に、79ページをお開きいただきたいと思ひます。

このページの真ん中ほどに5、行政改革推進事業費、非常勤職員報酬25万2,000円とございます。これにつきましては、行政改革推進委員会の体制の見直し及び第5次行政改革実施計画策定のために、開催回数を4回計上したところでございます。

次の欄の広報広聴事業費の上から4行目になります。業務委託料、広報作成業務委託料557万円でございます。これにつきましては、新年度よりホームページ作成委託について、電算管理費のほうへ移行したことによりまして、約250万円ほど減となっております。

次に、81ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目の庁舎管理事業費の通信運搬費28万円、それと手数料14万8,000円、さらに、二つ飛びましてPCB廃棄処分委託料225万1,000円の計上でございます。これにつきましては、PCB特別措置法に基づき、北海道では道内三つのブロックに分けて、平成19年度より年度ごとに区分し、処理してきておりますが、オホーツク振興局管内につきましては、平成24年度から28年度までの間で処理することとなっております。新年度ではPCB廃棄物のうちコンデンサの処理を実施するものであります。本町では、庁舎及び旧衛生センターに設置してありましたコンデンサ4台の処分料であります。

処理につきましては、室蘭にあります日本環境安全事業株式会社、JESCOで行われるため、運搬料として1台当たり7万円、合計28万円を通信運搬費で、さらに、PCB登録料として1台当たり2,000円で、合計8,000円について委託料に計上しているものでございます。

次に、83ページをお開きいただきたいと思えます。

上の段の中ほどに車両166万8,000円とございます。これにつきましては、公用車の台数不足解消のため、ライトバンタイプの公用車1台を購入するものでございます。

その下の、この段の下から3行目、賠償金190万円とございます。これにつきましては、町有財産の管理に起因する損害賠償金として100万円を、さらに、公用車の事故等によります損害賠償金として90万円、合計190万円を計上させていただいております。

その下の償還金利子及び割引料の107万4,000円とございます。これは、平成22年に導入いたしました多目的ワゴン車の備荒資金組合への償還金とございます。

次の段の一般事務費の一番下になります。積立金52万4,000円とございますが、ふるさとづくり基金の利子の積み立てでございます。

この段の一番下、4、国内外交流事業費、各種研修等報酬85万6,000円とございますが、これにつきましては、ケンブリッジ交換留学の高校生2名の派遣及び2名の受け入れに対する報償費として46万6,000円、さらに、国際交流委員会が隔年で実施しておりますフィリピンへの交流事業に参加します6名の高校生に対し、渡航旅費の一部として39万円を計上したものでございます。

次に、85ページをお開きいただきたいと思えます。

上から2段目になります。生活バス路線維持事業費の一番下、積立金13万5,000円とありますが、代替輸送確保対策事業基金

の利子の積み立てでございます。

その下の会館管理運営事業費の中ほどにPCB廃棄処分委託料60万円とあります。これも、庁舎管理のところで説明申し上げましたとおり、PCBの特別措置法に基づく町民会館に設置してありますPCBの廃棄物、コンデンサの処理委託料でございます。

その下の舞台設備等操作業務委託料423万1,000円とございます。これは、文化活動の拠点施設として、町民待望の文化ホールが本年6月に完成いたしますが、管理運営体制につきましては、新たに舞台の機構、音響、照明の技術者を育成するため専門業者に委託するもので、6月からを予定しているものでございます。

次に、87ページをお開きいただきたいと思えます。

上から4段目、冷暖房換気設備保守点検委託料72万4,000円とございますが、これも町民会館第1ホールに係る冷暖房及び換気設備の保守点検委託料とございます。

次の交通安全対策推進事業費の下から2段目、積立金6万3,000円につきましては、交通安全推進基金の利子の積み立てでございます。

次の住民活動推進事業費の上から5行目、修繕料109万9,000円とございますが、これは、三橋南集会室の玄関スロープ及び地域用水広報館の消防設備の改修と集会室における修繕料とございます。

次に、89ページをお開きいただきたいと思えます。

一番上の庁舎備品20万6,000円とございますが、東町集会室のストーブの更新を予定しているものでございます。

次の段の財政調整基金積立金、積立金1億428万7,000円とございます。一つには、財政調整基金及び公共施設整備基金並びに減債基金の三つの基金に係る利子の積み立てとして828万6,000円、さらに、寄附金の科目設定として1,000円、それと、国保病院の高度医療機器更新に伴う今後

の繰り出し分として、公共施設整備基金へ9,600万円積み立てするものでございます。

次の電算管理事業費の下から2行目、電算業務処理委託料458万7,000円でございます。これにつきましては、先ほど広報広聴事業で御説明申し上げましたが、新年度よりホームページの作成委託料について、電算管理事業費へ予算の組みかえをいたしますものと、納付書等の消し込み処理業務を行うため、前年度より約250万円ほど増となっているものでございます。

一番下の防災活動推進事業費の社会保険料37万4,000円と、その下の嘱託職員賃金243万4,000円につきましては、新年度、地域防災計画を見直すため、嘱託職員を1名配置し、防災計画を策定するものでございます。

次に、91ページをお開きいただきたいと思っております。

真ん中の辺に北海道総合行政情報ネットワーク更新整備負担金242万9,000円とございます。これは、先ほど地方債のところでお説明申し上げました防災行政無線の更新でございます。

次に、93ページをお開きいただきたいと思っております。

下の段になります。戸籍住民基本台帳事務の業務委託料406万7,000円でございます。これにつきましては、戸籍の電算システム導入時にデータ入力に要した委託料につきまして、5年分割により支出してまいりましたが、昨年度終了したことに伴いまして、業務委託料が昨年度に比べ1,260万円ほど減となっております。

次に、95ページをお開きいただきたいと思っております。

このページ、昨年と変わりありませんが、選挙費につきましては、前年度の知事及び道議会議員並びに町長及び町議会議員の選挙費がなくなったことにより廃目となっているものでございます。

次に、97ページをお開きいただきたいと思っております。

上から2段目、地籍調査事業費の業務等委託料、地籍調査事業委託料1,105万1,000円でございます。これは、地籍の電算化を図るため、平成23年度から平成25年までの3年間で地籍の座標等の数値情報化の業務委託料として950万1,000円を、さらに、豊岡の路線変更に伴う現地確認調査委託料として130万円、さらに、地籍修正図更正業務委託料として25万円の計上でございます。

次に、99ページをお開きいただきたいと思っております。

民生費でございます。総額は20億4,699万6,000円でございます。

一番上の段の一般事務費の中ほど、10行目になります。機械器具304万5,000円でございます。これは、平成21年度より5カ年計画で、高齢者住宅の間口の除雪対策として小型除雪機を21台導入し、各自治会のたすけあいチームへ貸与するものでございまして、昨年度までに11台が導入され、新年度は社会資本整備総合交付金により5台を導入するものでございます。

その段の中ほどに積立金171万8,000円とございます。これにつきましては、社会福祉基金の利子の積み立てでございます。

その段の一番下になります。3、他会計負担事業、繰出金、国民健康保険特別会計繰出金1億7,028万8,000円でございます。これにつきましては、国保基盤安定支援分として1億1,103万9,000円、事務費の負担分として2,356万3,000円、出産一時金分として980万円、国保財政安定化支援分として2,588万6,000円について、一般会計から繰り出すものでございます。

次に、101ページをお開きいただきたいと思っております。

上から5行目の業務等委託料のさらに3行目、耐震診断委託料376万3,000円で

ございます。これは、コミュニティセンターは昭和56年に建設され、老朽化が進み、災害時の避難施設にもなっていることから、安心で安全な公共施設として、また、施設の延命を図るため、耐震診断を実施するものでございます。

次の段の一般事務費の緑の苑移転改築事業補助金3,116万6,000円でございます。これにつきましては、平成22年度に経営移譲しました特別養護老人ホーム緑の苑は、社会福祉法人恵和福祉会による移転改築が本年2月に完成したことに伴い、多床室30床分の施設整備に係る補助金として、新年度より10年間助成するものでございます。

次の低所得利用者負担額軽減事業補助金467万8,000円につきましては、低所得者に係る利用者負担対策のうち社会福祉法人による利用者負担の軽減制度事業で、所得段階2及び3の利用者で一定要件に該当する場合、介護施設利用料の1割と初期費、居住費の25%の軽減に対して助成するものでございます。

次の緑の苑ユニット型個室利用者負担激変緩和事業補助金1,421万円につきましては、個室ユニット利用者の居住費の利用負担が増加することに伴い、急激な上昇を抑えるため5年間で調整するため、利用者へ助成するものでございます。

次の緑の苑多床室運営費補助金197万1,000円につきましては、ユニット型個室と多床室の介護報酬の差額分を10年間、実績に応じて助成するものでございます。

次の2の在宅福祉事業の一番下、機械器具94万1,000円でございますが、緊急通報装置16台分の計上でございます。

次に、103ページをお開きいただきたいと思っております。

上から3行目の扶助費の、一つ飛びまして住宅改修費助成135万円でございます。これは、介護保険制度及び障害者自立支援制度利用者以外の高齢者や身体障害者に対しまして、手すりや段差解消等の住宅改修に係る助

成で、限度額は、工事費の上限が10万円で、その9割を助成するもので、今年度は15件分を計上いたしましたものでございます。

このページの一番下になります。

5、施設措置事業費、扶助費、老人保護措置費4,521万1,000円でございます。これは、美幌町の町民が町外の養護老人福祉施設に入所しております22名の方と現在相談を受けております3名の方を見込み、合計25名の方に対する措置費であります。

次に、105ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上の後期高齢者医療費の負担金の療養給付費負担金2億2,500万2,000円でございます。これにつきましては、後期高齢者医療広域連合で支払いする医療給付費に要する町の公費負担分で、国が6分の4、道が6分の1、町が6分の1を負担するものであります。

その下の他会計負担事業費の繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金8,366万2,000円でございます。これにつきましては、保険料の軽減に係る保険基盤安定分として6,079万2,000円、広域連合市町村負担分として906万8,000円、市町村事務費負担分として1,380万2,000円について、一般会計から繰り出しするものであります。

その下の介護保険特別会計繰出金2億3,687万1,000円でございますが、これは、介護給付に対するルール分として1億6,779万9,000円、人件費、その他の経費として4,807万2,000円、包括的支援事業及び任意事業分として2,056万1,000円、さらに、介護予防事業分として43万9,000円を一般会計から繰り出すものでございます。

一番下の段になります。一般事務費の5行目、事務事業協力報償28万6,000円でございますが、これは、自殺対策緊急強化推進事業により、北見の日赤の精神保健福祉士による心の健康相談を月1回開催するため、

相談員に対する報償と自殺対策講演会の講師報償、さらに、知的障害、身体障害者の相談員2名に対する報償でございます。

次に、107ページをお開きいただきたいと思っております。

上から5行目、補助金の、一つ飛びまして北海道療育園美幌療育病院開設準備補助金3,300万円でございます。これにつきましては、北海道療育病院の開設に伴う補助金で、平成25年まで助成するもので、今年度で9年目でございます。

次に、真ん中の辺になります。3、障害者自立支援事業費の業務委託料の、一つ飛びまして地域生活支援業務委託料3,321万9,000円でございます。これにつきましては、相談支援事業分として841万1,000円、コミュニケーション事業分として10万2,000円、移動支援事業分として678万円、日中一時支援事業分として867万6,000円、地域活動支援センター事業委託として750万円、訪問入浴サービス業務委託分として175万円の委託料でございます。

それから、6行目になります。障害者等交流活動センター支援事業委託料283万6,000円でございます。これにつきましては、緊急雇用創出推進事業によりまして、障害者が土曜、日曜、祝日に気軽に集える交流活動センターにおいて、菜の花栽培による食品製造を行うため、支援員2名を雇用し、障害者の交流の場を確保するもので、手をつなぐ育成会への委託料でございます。

その下の障害者廃棄物選別作業支援事業委託料149万1,000円でございます。これも緊急雇用創出推進事業によりまして、廃棄物処理場において、障害者の方がペットボトルの選別作業をするに当たり、その指導員1名を雇用して、障害者の雇用の場を確保するために行うもので、NPO法人えくぼ福祉会への委託でございます。

次の障害者居宅サービス支援事業委託料177万7,000円でございます。これも緊

急雇用創出推進事業によりまして、放課後等児童デイサービスに加え、居宅介護サービス事業で療育的な支援を行うため保育士1名を雇用するものでございまして、NPO法人マイスペース美幌への委託料でございます。

次に、109ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上の自立支援医療給付費4,029万6,000円でございます。これは、人工透析に伴う通院、薬剤、入院、生活保護等に対する医療給付費でございます。

一つ飛びまして、介護給付費・訓練等給付費4億3,255万6,000円でございます。これにつきましては、障害者自立支援法の改正に伴い、新たな制度として創設されました視聴覚障害者に対する同行支援として24万円、グループホーム、ケアホーム家賃補助として408万円、障害福祉サービスの利用計画相談支援として195万円を、また、児童福祉法の改正に伴い、重症心身障害児の施設を利用している18歳以上の障害者については、障害者自立支援法の療育介護へ移行され、道のサービスから町へのサービスへ移行されました分として2,520万円、さらに、児童デイサービスが児童福祉法へ移行されまして、児童発達支援及び放課後等デイサービス分として1,778万4,000円を、さらに、施設支援制度が生活支援及び施設入所支援へ移行された分として1億9,860万円、通所授産施設から就労継続支援及び就労移行支援分として移行された分として1億691万6,000円の計上で、昨年度より6,600万円ほど増となっております。

次に、111ページをお開きいただきたいと思っております。

中ほどに3、学童保育所設置事業費の一つ飛びまして臨時職員賃金312万3,000円でございます。これにつきましては、学童保育におけるグレーゾーン及び障害児の増加に伴いまして、補助指導員の配置により、昨年度より120万円ほど増となっております。

す。

次に、113ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から7行目の5、子育て支援センター事業費の一つ飛びまして臨時職員賃金465万5,000円であります。これにつきましては、一時保育の増加に伴ひまして、昨年度より臨時保育士の賃金が80万円ほど増となっております。

次に、115ページをお開きいただきたいと思ひます。

中ほどに2、施設維持管理事業費の修繕料173万4,000円でございます。これにつきましては、東陽保育園の遊具及びフェンスの修繕で、昨年度より約87万円ほど増となっております。

その欄の下から3行目、庁用備品51万円でございますが、これは、美幌保育園の平成14年度の複写機の更新でございます。

次に、117ページをお開きいただきたいと思ひます。

このページの一番下の段になります。子どものための手当支給費業務委託料、子どものための手当システム作成委託料609万円でございます。これは、新たな子どものための手当支給に係る電算システムの作成委託料でございます。

その下の扶助費、子どものための手当2億7,119万5,000円でございます。これは、制度改正によりまして、3歳未満は1万5,000円、3歳以上小学校修了前までは1万円、3歳以上小学校修了前の第3子については1万5,000円、中学生は1万円で、平成24年6月からは所得制限ができて、例えば夫と専業主婦の場合で子供が1人の場合は917万8,000円以上、子供が2人以上の場合は960万円以上ということで、子供1人当たり5,000円となるものでございます。

新年度の対象人数につきましては、3歳未満が374人、3歳以上小学校修了前までが1,253人、中学生は371人、合計1,9

98人分を計上いたしたところでございます。

次に、119ページをお開きいただきたいと思ひます。

このページは、災害救助費であります、科目設定でございます。

次に、121ページをお開きいただきます。

衛生費で、総額は8億3,739万3,000円でございます。

一番上の一般事務費の負担金の三つ飛びまして道東ドクターヘリ運航圏拡大等負担金126万2,000円でございます。これにつきましては、平成21年度に道東圏、道北圏に導入されましたドクターヘリについて、北網地域は地理的要因などから空白地帯となっておりましたが、このほど北見赤十字病院改築に当たりまして、ヘリポートの設置が計画されたことから、北網地域の2市8町の自治体で協議した結果、全会一致で救急現場での治療及び救急搬送時間の短縮などを含めた救命医療を行うドクターヘリの必要性が確認され、釧路総合病院を基地病院とする道東ドクターヘリ運航調整委員会への経費の一部を負担することにより参加することとしたものであります。

その下の補助金、救急告示公的病院等運営費補助金500万円でございます。これにつきましては、先ほども御説明申し上げましたが、救急隊員が脳卒中等の症状があると判断した場合、救急告示病院である網走脳神経外科または北見の道東脳神経外科病院に直接搬送するシステムを開始したことによりまして、社会医療法人明生会に対し運営費の一部について助成するものでありまして、この助成に対し、社会医療法人の公的病院に対し町が助成した場合につきましては、特別交付税が措置されることとなっております。

このページの4、他会計負担事業費の負担金でございます。美幌・津別広域事務組合負担金1,056万9,000円につきましては、火葬場の運営に要する一般会計からの負

担金であります。

その下の水道事業会計負担金24万9,000円につきましては、公共施設の無償給水に係る一般会計からの負担金であります。

次の病院事業会計負担金2億159万9,000円でございます。これにつきましては、救急医療に要する経費として3,799万1,000円、高度医療に要する経費として2,832万1,000円、建設改良に要する経費として3,093万2,000円、小児医療に要する経費として1,465万円、それから、小児救急医療に要する経費として2,161万3,000円、医師確保に対する経費として27万2,000円、不採算診療分として6,732万円、自治体病院の再編経費改革プランとして50万円を病院会計へ繰り出すものでございます。

次の補助金の水道事業会計補助金8万6,000円につきましては、簡易水道に係る企業債の利子分でございます。

その下の病院事業会計補助金2,909万1,000円につきましては、医師等研究・研修費並びに基礎年金の拠出負担分、子どものための手当の経費の補助であります。

次の投資及び出資の1億5,126万1,000円でございますが、病院の企業債に係る元金償還分として7,081万8,000円、それと、水道の簡易水道に係る企業債の元金分として214万3,000円、豊幌地区の水道未普及地域解消事業に係る一般会計からの出資金として7,830万円分でございます。

一番下の個別排水処理特別会計繰出金3,094万8,000円につきましては、地方債の償還分として736万8,000円、資本費のルール分として988万7,000円、さらに、基準外分として1,369万3,000円を繰り出すものでございます。

次に、123ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上の欄の一番下になります。飲用水水質検査事業補助金7,000円と、額は小さ

いのでありますが、妊婦及びゼロ歳児がいる世帯における道の水質検査制度が廃止されたことによりまして、町単独による水質検査の助成分を計上したところでございます。

次の2、予防接種事業費の業務委託料、個別予防接種委託料の3,811万6,000円でございます。これは、ジフテリア・百日咳・破傷風混合ワクチン、風疹・麻疹混合ワクチンに加え、高齢者インフルエンザ接種、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン等の予防接種の計上分でございます。

次に、125ページをお開きいただきたいと思っております。

一番上の4、健康づくり事業費の、一つ飛びまして臨時職員賃金173万7,000円でございます。これは、美幌町健康増進計画の評価の年に当たりまして、より町民のニーズや課題を反映させるため、アンケートの実施及び分析により健康増進計画を見直すための臨時職員1名の賃金で、緊急雇用創出推進事業により実施するものでございます。

この欄の中ほどに業務委託料とあります。一つ飛びまして特定健診委託料186万4,000円でございます。これは、集団健診において、新年度は貧血、尿潜血の2項目を追加し、210名分の健診を予定しているものでございます。

次に、127ページをお開きいただきたいと思っております。

上から2段目になります。保健福祉総合センター維持管理事業費の中ほど、業務等委託料、運動指導業務委託料1,322万1,000円でございます。これにつきましては、しゃきとプラザの利用者の増に伴い、運動指導士の強化を図るとともに、新たに3階ロビーでの運動指導を実施するため、指導士の報償費の増により、昨年度より約150万円ほど増となっております。

この段の下から4行目、庁用備品60万9,000円とあります。これにつきましては、3階ロビーを運動室として活用するた

め、クロスパネルを購入するものでございます。

次に、129ページをお開きいただきたいと思ひます。

中ほどの3、ごみ処分場維持管理事業費の業務等委託料でございます。第2期埋立処分場閉鎖計画策定業務委託料518万7,000円の計上でございます。これにつきましては、防衛の補助により実施してきました第3期埋立処分場が完成したことに伴い、第2期の埋立処分場の閉鎖処理を実施するための実施計画を策定する委託料でございます。

一つ飛びまして、施設維持管理等委託料のごみ処理場維持管理委託料7,808万6,000円でございます。これは、第3期埋立処分場の完成に伴い、浸出液処理施設に係る薬品の増及び作業員1名の増加に伴い、昨年度より約180万円ほど委託料が増となっております。

次に、131ページをお開きいただきたいと思ひます。

第Ⅲ期埋立処分場造成事業でございます。この業務等委託料の第Ⅲ期埋立処分場ガス抜き管設置委託料66万2,000円につきましては、第Ⅲ期埋立処分場の供用開始により、埋め立てすることにより発生いたしますガス抜き管を設置する委託料でございます。

その下の自動車借上料135万8,000円につきましては、埋め立てする地盤の整備及び覆土のための重機借上料でございます。

その下の事務用機器等借上料4万9,000円は、事務用のパソコン8月からの借上料でございます。

原材料費52万7,000円につきましては、ごみ処分場内に設置いたします道路の規制の看板、あるいはカーブミラー、クッションドラム等の資材を購入するものでございます。

次に、133ページをお開きいただきたいと思ひます。

労働費でございます。総額は4,101万2,000円でございます。

労働対策事業費の業務等委託料の、一つ飛びまして雇用対策事業委託料1,500万円でございます。これは、季節労働者を初めとする雇用対策として、春季・冬季に町道、公園、河川、学校等の支障木伐採や清掃、除雪等の就労の場を確保するための委託料でございます。

この欄の一番下、貸付金2,300万円でございます。これは、勤労者の住宅建設資金貸し付けの原資として銀行へ預託するもので、原資の3倍枠まで融資されるものでございます。新築の限度額は500万円です。2件分を、リフォームの限度額は300万円です。1件分を見込み、継続分25件分を合わせまして計上いたしましたところでございます。

次に、135ページをお開きいただきたいと思ひます。

農林水産業費でございます。総額は4億1,704万4,000円でございます。

このページにつきましては、昨年度と大きく変わりございません。

137ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番上の段の一般事務費の下になります。補助金、てん菜作付奨励事業補助金850万円でございます。これは、昨年に引き続き、てん菜の作付の減反は、本町の製糖工場の存続問題やこれらに関連します運輸関係の事業者が多い地域の経済全体に影響を及ぼすことも懸念されることなどから、てん菜の作付面積の維持及び作付を拡大する農業者に対して助成するものでございます。

次の2、農業担い手確保育成事業費の補助金、新規就農者等支援事業補助金1,121万6,000円でございます。これにつきましては、新規就農者に対する助成で、農業従事から5年以内で、資格取得、研修については100%、機械購入につきましては3分の2の補助率で、限度額は100万円でございますが、新年度は4名分を見込み、平成19年度からの継続分9名分と合わせまして計上してございます。

また、農用地等賃借料補助が5名、新規就農者が取得した農地の固定資産税相当額の助成分が2名、さらに、農地取得のために借り入れた農地等取得資金2名分を計上してございます。

次に、139ページをお開きいただきたいと思ひます。

みらい農業センター費の、一つ飛びまして嘱託職員賃金880万9,000円でございます。これにつきましては、農業就労専門員1名の増に伴ひまして、昨年度より390万円ほど増となっております。

下のほうに行きまして、7、戸別所得補償制度推進事業費、補助金、戸別所得補償制度推進事業費補助金299万9,000円でございます。これにつきましては、戸別所得補償制度を円滑に推進するため、美幌町農業再生協議会に対し交付事務に係る電算システムのリース料及び事務経費に対する補助でございます。

次に、141ページをお開きいただきたいと思ひます。

一番上の補助金、環境保全型農業直接支援対策事業補助金494万2,000円でございます。これにつきましては、環境に優しい農業に取り組む有機農業や、土づくり、化学肥料や化学合成農薬の使用料の低減に取り組むエコファーマーに対して、10アール当たり8,000円が助成されるもので、このうち2分の1の4,000円は国から直接農業者へ支払われます。残りの4,000円のうち、道が2,000円、町が2,000円助成するものでございます。有機農業につきましては2件で3.703ヘクタールを予定して、エコファーマーは14件で8.651ヘクタールを予定してございます。

次の段の中ほどに3、牧野維持管理事業費3,464万2,000円とございます。これにつきましては、峠牧場について、本年3月に株式会社美幌峠牧場振興公社を解散し、4月からは直営による運営となります。したがひまして、夏期放牧のみで、舎飼いにつきま

しては新年度の放牧をもって終了することといたしました。

このため、新年度予算につきましては、公社職員から嘱託職員へ切りかえるとともに、公社への委託料がなくなったことから、肥料等の消耗品や機械の借上料など直接経費の計上により、昨年度より約800万円ほど増となっております。

次に、143ページをお開きいただきたいと思ひます。

真ん中になります。2の道営土地改良事業費の負担金、経営形態の美禽地区、その下の田中地区、豊栄地区、昭美地区につきましては、工事内容について、後ほど副町長より御説明申し上げます。

この欄の一番下にあります土地改良調査計画事業美幌昭美地区負担金415万円でございますが、これにつきましては新規で、昭野、美和、栄森の3地区の畑総事業に係る計画樹立に伴う負担金で、事業費830万円の2分の1の計上でございます。

次に、145ページをお開きいただきたいと思ひます。

中ほどの欄になります。みどりの村運営事業費の負担金、みどりの村振興公社管理運営費負担金2,106万8,000円でございます。これにつきましては、公社の職員の退職に伴ひまして、職員体制の見直しにより、契約職員及び嘱託職員の変更により、昨年度に比べ約1,700万円ほど減となっております。

次に、147ページをお開きいただきたいと思ひます。

上の段の2、林業推進事業費の、下のほうになります。補助金、町産材活用促進事業補助金1,200万円でございます。これは、FSC認証材を活用した新築または増改築をする方へ建設費の一部を助成するもので、認証材1立方メートル当たり4万円の、限度額は100万円で、15棟分を計上してございます。

その下の間伐材安定供給コスト支援事業補

助金175万5,000円でございます。これにつきましては、峠の湯のチップボイラーの導入に伴い、チップ供給コスト支援のため、加工業者である森林組合と間伐材等安定取引協定に基づく取引を行うことにより、伐採、搬出、運搬等のコスト削減のため、昨年度より2年間で助成されるもので、新年度は1立方メートル当たり1,500円の助成で、1,170立方メートルを見込んでございます。

その下の積立金8万1,000円につきましては、未来への森林づくり基金の利子の積み立てでございます。

このページの一番下、森林経営計画認定等事業費の交付金、森林整備地域活動支援交付金720万円でございます。これにつきましては、森林所有者に対し計画的な森林施業を行えるよう作業路網の改良と、森林経営計画を作成した森林所有者を対象に交付されるものでありますが、交付額が5,000円から4,000円に変更されたところであります。新年度の対象面積は1,800ヘクタールを予定してございます。

次に、149ページをお開きいただきたいと思ひます。

上の段の一番下になります。補助金、未来につなぐ森づくり推進事業補助金であります。4,030万円。これは、民有林の伐採跡地に確実な植林を行う事業に対し支援するもので、今年度は250ヘクタールを予定し、全体事業費では1億5,500万円で、町が26%を助成することにより16%分が道から町へ助成されるものでございまして、実質的な町の負担は1,550万円となるものでございます。

次の段の町有林造林事業費の業務等委託料の、一つ飛びまして造林作業委託料1,267万6,000円でございます。これは、町有林の造林に係る委託料で、新年度は除間伐が5.24ヘクタール、造林が18.44ヘクタール、下刈りが35.16ヘクタール実施するものでございます。

次に、1枚飛ばしまして153ページをお開きいただきたいと思ひます。

商工費でございます。総額は3億6,851万3,000円でございます。

一番上の商工総務推進事業費の業務等委託料、太陽光発電システム設置モニター委託料200万円でございます。これは、太陽光発電システムの一般家庭への普及促進のため、モニターを条件に、1件当たり10万円を限度として助成するもので、20件を予定して計上してございます。

次の欄の真ん中にあります2、商店街活性化事業補助金の、真ん中にあります町内消費拡大セール事業補助金750万円でございます。これは、昨年度に引き続き、プレミアムつきプリペイドチャージ事業で、1万円のスマッピーカードに3,000円のプレミアムを加算し、2,500枚限定で発行するための補助金でございます。

次に、155ページをお開きいただきたいと思ひます。

このページの下の方になります。4、観光施設維持管理事業費の一番下になります。工事請負費、交流促進センター施設改修工事474万8,000円でございますが、これは、峠の湯の温泉用深井戸水中ポンプの更新を行うものでございます。

次に、157ページをお開きいただきたいと思ひます。

上の段の5、イベント推進事業費の一番下になります。納涼花火大会補助金75万円でございます。これは、美幌小学校グラウンドにおいて、8月の盆踊りに合わせて実施いたします花火大会の開催に対する助成でございます。

次の消費者対策事業費の業務等委託料、消費者生活相談業務委託料375万3,000円でございます。これは、近年の貴金属の訪問買い取りや健康食品の送りつけ販売等によるトラブルということで、年々巧妙な手口で悪質化していることから、被害拡大防止のため消費者相談員を増員したことにより、昨年

度より90万円ほど増となっております。

○議長（古館繁夫君） 部長、今、商工費が終わりましたね。

○総務部長（浅野俊伸君） はい。

○議長（古館繁夫君） 暫時休憩といたします。再開を1時15分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（古館繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（浅野俊伸君） それでは、午前中に引き続きまして、平成24年度一般会計予算について御説明申し上げますので、159ページをお開きいただきたいと思います。

土木費で、総額は9億4,836万8,000円でございます。

このページの真ん中の段になります。一般事務費、業務委託料、道路台帳修正業務委託料220万5,000円でございますが、これは、平成23年度に整備いたしました町道7路線、延長3.5キロの道路台帳の整備分でございます。

次に、161ページをお開きいただきたいと思います。

上から2段目、橋梁長寿命化修繕計画点検委託料700万円でございます。これは、町道に係る橋梁の修繕及び整備計画を策定するため調査するもので、新年度は、橋の長さが15メートル未満が11橋、15メートル以上が39橋実施いたすものでございます。

その下、工事請負費とございます。横断管渠布設替補償工事300万円でございますが、これは、道道北見端野美幌線、リリー山スキー場の入り口からみどりの村の駐車場の手前までになります。これに係る歩道造成の工事に伴い、道路を横断しております暗渠の横断管渠4カ所の布設替補償工事でございます。

次の除雪対策事業費の下から5行目になります。車両4,200万円の計上でありま

す。これは、平成2年に導入いたしました除雪トラックの更新で、社会資本整備総合交付金で購入するものでございます。

次に、163ページをお開きいただきたいと思います。

上から2段目になります。道路橋梁建設改良事業費の工事請負費、第121号道路とその下の町道整備工事につきましては、後ほど副町長より工事内容について御説明申し上げます。

その下の土地購入費350万円と補償金650万円につきましては、町道第121号道路、これは、クレードル食品の国道を挟んで北側になりますが、駒生川河川改修工事に伴い、道路用地1,052平方メートルと物置及び立木等の移転補償経費であります。

次に、165ページをお開きいただきたいと思います。

上から2段目になります。一般事務費の一番下、印刷製本費119万9,000円でございます。これは、都市計画図の在庫が少なくなってきたことにより、新年度、1万分の1と2万5,000分の1の図面を作成するものでございます。

次の公園維持管理事業費の中ほどに公園長寿命化計画策定業務委託料500万円とございます。これにつきましては、今後の公園整備に係る計画を策定するための遊具等の点検調査で、新年度は21カ所の公園を実施するものでございます。

その下、7行目、工事費、簡易水洗トイレ設置工事92万4,000円と、二つ飛びまして、その他60万9,000円とございます。これにつきましては、南町公園及び美園公園に設置いたします簡易水洗トイレ2基分の設置工事で、その下のその他の部分については、簡易水洗トイレ2基の購入費でございます。

次に、167ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の公共下水道繰出事業費、繰出金、公共下水道特別会計繰出金3億2,710万

円でございます。これにつきましては、雨水処理に要する経費、地方債償還金、水洗便所普及費、汚水処理費、その他基準外の繰り出しで、一般会計から繰り出しするものでございます。

その下の段の一般事務費の補助金の欄でございます。住宅リフォーム促進補助金2,100万円でございますが、住宅をリフォームする人に対し、その住宅が建設後5年以上経過したもので町税等に滞納がないことなどを条件に助成するもので、対象工事費は50万円以上、補助率は工事費の20%以内、ただし、限度額は50万円でございます。新年度は70件を見込み、計上いたしたところでございます。

その下の住宅耐震改修補助金150万円でございますが、これは、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅で、町税等に滞納がないことを条件に、耐震改修工事を実施する方に対し助成するもので、工事費が20万円未満は全額、20万円以上200万円未満については20万円、200万円以上は30万円を上限として助成するもので、新年度は5件を見込んで計上いたしたところでございます。

次の住宅維持管理事業費の、下のほうになります。実施設計等委託料、灯油集中供給設備改修実施設計委託料550万円と、一つ飛びまして工事請負費、灯油集中供給設備改修工事3,476万8,000円でございます。これにつきましては、町営住宅で各階に灯油の供給施設がない仲町、三橋南、美富、南公住の4団地21棟420戸に、新年度より2カ年で設置するものでございます。新年度は、4団地に係る実施設計と仲町団地80戸、三橋南80戸、美富団地80戸の11棟240戸を社会資本整備交付金により設置するものでございます。

次に、169ページをお開きください。これは飛ばしてください。

171ページでございます。

消防費で、総額は4億6,283万9,00

0円でございます。この内容につきましては、後ほど副町長より御説明申し上げます。

次に、173ページをお開きいただきたいと思っております。

教育費でございます。総額9億4,897万2,000円でございます。

真ん中の段の事務局費の一番下になります。積立金3万円につきましては、学校施設整備基金の利子の積み立てでございます。

一番下の教育振興事業費の二つ目、臨時職員賃金425万円の計上でございます。これにつきましては、昨年の4月の法改正によりまして、小学校1年生の学級編成基準が40人から35人へと引き下げられ、平成24年度からは2年生についても35人と引き下げられることになりました。したがって、3年生以上は40人学級へ編成替する必要となるため、新年度、旭小学校の3学年が39名の予定であることから、小学3年生までの低学年について、町単独により期限つき教諭を配置し、35人学級を実施するもので、その教諭に対する賃金でございます。

次に、175ページをお開きいただきたいと思っております。

このページは、昨年と大きく変わりございません。

次の177ページについても同様でございます。

次に、179ページでございます。

中ほどに工事請負費、東陽小学校屋体・渡り廊下外壁改修工事914万6,000円とございます。これにつきましては、東陽小学校は、校舎が昭和60年、屋体が昭和63年に建設されておりますが、築21年から24年経過し、老朽化によります渡り廊下の雨漏り防止と屋体の外壁改修を実施するものでございます。

一つ飛びまして、教育備品95万5,000円でございます。これにつきましては、美幌小学校の運動会用ワイヤレスチューナーと東陽小学校の平成13年度導入しました複写機の更新、さらに、旭小学校の回転黒板を購

入するものでございます。

次の段の教育振興事業費の、一つ飛んで教育備品570万8,000円でございます。これにつきましては、平成17年度導入いたしました教育用コンピューターの更新で、美幌小学校が5台、東陽小学校が5台、旭小学校7台、合計17台を更新するものでございます。

この欄の一番下、扶助費、要保護・準要保護児童就学援助費1,128万1,000円でございます。これにつきましては、生活困窮世帯に対し、学用品、給食費、修学旅行、体育実技用具等の扶助でございますが、対象人数の増により、昨年度より約130万円ほど増となっております。

次に、181ページをお開きいただきたいと思ひます。

上から2段目の欄になります。学校管理事業費の消耗品費のところでございます。680万9,000円でございますが、これは、学校配当の消耗品及び教科書改訂に伴う教師用指導図書の購入により、昨年度より210万円ほど増となっております。

次に、183ページをお開きいただきたいと思ひます。

上の段の下から9行目になります。機械器具67万1,000円とございます。これは、美幌中学校の芝生の管理用自走式スプリンクラー及びホースの購入分でございます。

一つ飛びまして、教育備品110万3,000円でございます。これは、美幌中学校の平成15年に導入しました印刷機の更新でございます。

次の段の教育振興事業費の、一つ飛びまして教育備品209万円でございます。これにつきましては、視聴覚教材ソフト及び楽器の整備で、美中にはティンパニ2台、北中にはアルトサクソ及びホルン、ユーフォニアムを購入するものでございます。

この下の一番下の扶助費、要保護・準要保護生徒就学援助費1,138万4,000円でございますが、これも小学校と同じように人

数の増と、中学校の部分では、新年度からクラブ活動費、それと柔道着を新たに対象としたことにより、昨年度より約330万円ほど増となっております。

一番下の特別支援学級事業費、人夫賃等254万2,000円でございますが、これは、生徒の学校生活支援のため、介助員の賃金であります。新年度から美幌中学校に新たに1名配置するもので、昨年度より125万8,000円増となっております。

次に、185ページをお開きいただきたいと思ひます。

このページの下の方になります。

3、文化ホール整備事業の消耗品514万4,000円につきましては、文化ホールの舞台及び照明、音響設備用の消耗品でございます。

その下の修繕料340万2,000円につきましては、町民会館に設置のピアノのオーバーホールに係る修繕料でございます。

次の業務等委託料のうち下から4行目、文化ホール舞台設備等作成委託料505万1,000円につきましては、舞台の平台及び壁かけのタペストリーの作成委託でございます。

次に、工事請負費、文化ホール建築主体工事、それと、その下の文化ホール建設電気設備工事と、次の187ページになります。文化ホールの機械設備工事、文化ホールの建設外構等周辺整備工事につきましては、平成23年度債務負担行為に係る平成24年度分の工事費でございます。

その下の庁用備品1,034万5,000円につきましては、文化ホールのいす、テーブル、大道具運搬車、指揮者台、譜面台、ロッカー等の備品の購入であります。

その下の機械器具955万6,000円につきましては、これも文化ホールに係るスポットライト、ビデオプロジェクター、スクリーン等の機械器具を購入するものでございます。

その下の積立金5万円につきましては、文

化ホール建設基金利子の積み立てでございます。

次に、このページの下になります。4、芸術文化振興事業の負担金、一つ飛びまして、芸術文化鑑賞事業負担金400万円でございます。これにつきましては、一つには8月21日、劇団四季による「こころの劇場」、12月7日にはNHKの公開ラジオ番組「民謡をたずねて」、2月22日には札幌交響楽団による「ほくでんファミリーコンサート」、実施時期は未定であります。陸上自衛隊第5音楽隊による演奏会、このほか、文化連盟を中心とする実行委員会の鑑賞事業の負担金でございます。

その下の文化ホールオープニング記念事業負担金120万円であります。これにつきましては、現在、8月19日オープンに向けて準備を進めておりますが、実行委員会によるオープニング記念事業として、町民公募により混声合唱「土の歌」を開催するための負担金でございます。

一番下の補助金、ふるさとづくり事業補助金292万円でございます。これは、吹奏楽団指導者招聘技術講習会、さらに、みんなで歌おう「よだかの星」の講習会、こどものためのクラシックコンサート、いにしえのしらべコンサートなどを予定しての計上でございます。

次に、189ページをお開きいただきたいと思いますが、このページは昨年と大きく変わりございません。

次に、191ページでございます。

真ん中の2、施設維持管理事業費の下から3行目、庁用備品99万6,000円でございますが、これは、図書館におけます平成12年度導入の複写機の更新でございます。

次に、193ページをお開きいただきたいと思いますが。

一番上の消耗品費759万1,000円でございます。これは、図書館で現在、保健師やボランティアの方々との連携によりまして、幼児への読み聞かせの大切さや読書活動

の推進を図るため、ブックスタート事業を実施しておりますが、新年度は、このブックスタートの第2弾として、小学校1年生に入学する児童を対象に、児童図書を配付する事業を実施する分として、この消耗品の中に21万1,000円を計上いたしております。

この欄の一番下、負担金、絵本作家招聘事業負担金37万9,000円でございます。これは、図書館フェスティバルの事業として、絵本作家を招き、講演会、親子工作会、原画展の開催に伴う図書館と歩む会への負担分でございます。

次に、博物館運営事業費の下から6行目、庁用備品84万5,000円でございます。これは、博物館内の老朽化に伴う電話設備の更新に係るものでございます。

次に、195ページをお開きいただきたいと思いますが。

このページの下段になります。文化財保護事業費の5行目、人夫賃等1,070万7,000円でございます。これは、埋文の各種開発行為に係る調査のほか、新年度は道営畑総の田中地区の予備調査を実施するための賃金でございます。

次に、197ページをお開きいただきたいと思いますが。

スポーツ振興事業費の、下のほうにB&Gスポーツ大会北海道大会負担金10万円とございます。これは、B&G海洋センター連絡協議会主催のB&Gスポーツ大会北海道大会水泳の部が本年8月5日の日曜日に美幌町で開催され、選手、役員含めて250名が予定されております。その大会に対する負担分でございます。

この下の一番下の積立金53万8,000円でございますが、これは、パークゴルフ場及びゲートボール場施設整備基金の利子の積み立てでございます。

次に、199ページをお開きいただきたいと思いますが。

屋内体育施設維持管理事業費の修繕料519万5,000円とございます。これにつき

ましては、スポーツセンターアリーナの暖房用ダクトの修繕及び地下タンクのライニングの修繕、さらに、消火ポンプの始動用蓄電池修繕による修繕料で、昨年度より470万円ほど増となっております。

同じ欄の下のほうになります。

工事請負費、B&G海洋センター改修工事908万3,000円でございます。これにつきましては、B&G海洋センターの給湯ボイラーの取りかえ、プールのろ過装置の砂交換、プールサイドの床の改修を行うものでございます。

一つ飛びまして、教育備品17万8,000円につきましては、トレーニングルームのフラットアジャスタブルベンチを1台購入するものでございます。

次に、201ページをお開きいただきたいと思えます。

上の段の下から6行目、車両100万円とございます。これは、パークゴルフ場等で多目的に使用いたします小型トラック中古を1台購入する分でございます。

その下の教育備品41万5,000円につきましては、あさひ多目的広場で使用しますサッカーゴール1組を購入するものでございます。

次に、203ページをお開きいただきたいと思えます。

上から4行目になります。手数料82万8,000円でございます。この手数料のうち、安全・安心な学校給食を提供するため、自主的な衛生管理を行うために、食品理化学検査、残留農薬検査を行うため、15万3,000円を含んでございます。

それから、四つ飛びまして調理室内衛生管理点検指導業務委託料22万3,000円でございます。これも自主的な衛生管理を実施するために、給食センターの調理室内における25カ所の衛生管理、点検調査を実施するための委託でございます。

次の2の施設維持管理事業費の三つ目でございます。修繕料514万7,000円でご

ざいます。これにつきましては、調理用機械の修繕で、連続炊飯器の炊飯がまの交換及び冷蔵・冷凍庫のユニット交換などによりまして、昨年度より約230万円ほど増となっております。

次に、205ページをお開きいただきたいと思えます。

公債費で、総額は14億2,517万9,000円でございます。

まず、一番上の町債元金償還金、償還金利子及び割引料12億3,093万6,000円でございます。公債費の残額につきましては、平成23年度末で111億7,746万円で、今年度の償還額は12億3,093万6,000円で、借入額は7億5,840万円ですので、平成24年度末の残高は107億492万4,000円となる見込みでございます。

次の町債利子償還金につきましては1億9,309万3,000円を、一借利子につきましては100万円を計上いたしております。

一番下の手数料15万円につきましては、市町村共済組合が引受先となりました登録債借り入れの事務手数料でございます。

次に、207ページをお開きいただきたいと思えます。

職員給与費で、総額13億6,341万9,000円でございます。

特別職給与の2,065万5,000円につきましては、町長、副町長、英語指導助手(AET)の3名分の給与でございます。

その下の一般職給につきましては、教育長を含み166名分の計上でございます。

次に、209ページをお開きいただきたいと思えます。

予備費でございますが、前年度同様100万円を計上いたしております。

それでは、次に、歳入について御説明申し上げますので、20ページ、21ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入でございます。

まず、町税であります。前年度より568万円の増で21億5,575万8,000円、率にしまして0.3%の伸びで計上いたしたところでございます。

まず、町民税であります。個人町民税であります。農業所得につきましては、作柄にばらつきはあるものの、昨年度の実収入と同様の見込みであります。ただし、当初予算ベースの比較では、前年度より大きな伸びとなっております。

また、給与所得は、依然景気の低迷による雇用状況の悪化から減少しておりますが、16歳未満の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の見直しなどによりまして、滞納繰越分を含めた個人町民税全体では、前年度より5,295万6,000円増の8億4,687万6,000円を見込み計上いたしたところでございます。

法人町民税につきましては、まず、均等割は大きな変動はありませんが、税割りでは、景気低迷によりまして、建設、小売、卸売業、サービス業関係は減少を見込んでおります。滞納繰越分を含めた全体では、前年度より1,644万2,000円減の1億1,361万6,000円を見込んだところでございます。

次に、固定資産税でございます。固定資産税の土地は、評価替による地価下落により、前年度より48万7,000円の減で1億9,930万円を見込み、家屋につきましても、評価がえによる経年補正のため、前年度より3,188万1,000円減の4億4,496万8,000円を見込み、償却資産税につきましては、食品及び農産加工関連の設備投資などによりまして、前年度より439万7,000円の増で1億9,887万2,000円を見込み、滞納繰越分を含めた全体では、前年度より2,898万4,000円減の8億5,058万8,000円を計上いたしたところでございます。

また、国有資産所在市町村交付金でございます。これは、国や都道府県が市町村に土

地・建物を所有していても固定資産税は非課税となることから、そのかわりに国有資産等所在市町村交付金として市町村に交付されるものでございまして、新年度は1,308万2,000円を見込んで計上いたしたところでございます。

次に、軽自動車税でございます。特に4輪乗用が依然増加傾向にあることから、全体で前年度より69万円増の4,316万3,000円を見込み計上いたしたところでございます。

次に、たばこ税でございます。昨年度は税率改正により大幅な減収を見込んでおりましたが、税率アップが大きいこともあり、逆に税収が伸びた実績などを考慮いたしまして、前年度より697万円の増の1億6,554万7,000円を計上いたしたところでございます。

次に、都市計画税でございます。土地につきましては評価替による地価下落、家屋につきましては経年補正の減収から、前年度より547万9,000円減の1億2,288万6,000円を見込み計上いたしたところでございます。

次に、23ページをお開きいただきたいと思っております。

地方譲与税でございます。

地方揮発油譲与税5,000万円でございます。これは、地方揮発油税の42%について、市町村の道路延長及び面積により案分し、譲与されるもので、前年度より500万円増の5,000万円を見込んでございます。

次の自動車重量譲与税でございます。自動車重量税の1,000分の407について、市町村の道路延長及び面積に案分して譲与されるもので、前年度より300万円増の1億1,200万円を見込んで計上いたしたところでございます。

次の航空機燃料譲与税でございます。航空機燃料税の9分の2の割合で、航空機の騒音により発する障害防止対策等に充てるため

譲与されるもので、6万円を計上したところでございます。

一番下の地方道路譲与税、これは、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴い、改正前の過年度分についての譲与に対する科目設定でございます。

次に、25ページをお開きいただきたいと思ひます。

利子割交付金でございます。これは、道民税の利子割額の99%の5分の3の相当額を市町村の個人道民税の額で案分して交付されるものでございまして、新年度は600万円を見込み計上いたしたところでございます。

次に、27ページをお開きいただきたいと思ひます。

配当割交付金でございます。これは、個人に係る一定の上場株式の配当に対し、特別徴収された税額のうち99%の5分の3が交付されるもので、新年度は220万円を見込み、計上いたしたところでございます。

次に、29ページをお開きいただきたいと思ひます。

株式等譲渡所得割交付金、これは、個人の所得税において、源泉徴収を選択した特定口座における株式等譲渡所得に対し、特別徴収される税額の99%の5分の3が交付されるもので、62万円を見込み、計上いたしたところでございます。

次に、31ページをお開きいただきたいと思ひます。

地方消費税交付金、これは、地方消費税は、流通段階では最終的な消費地を把握できないことから、都道府県間において、一定の基準により精算を行うこととなっております。その精算を行った後の金額の2分の1に相当する額を市町村の人口及び従業者数で案分して交付されるもので、新年度は2億1,200万円を見込み、計上いたしたところでございます。

次に、33ページをお開きいただきたいと思ひます。

自動車取得税交付金であります。自動車取

得税の95%の10分の7相当額を市町村の道路延長及び面積で案分し交付されるもので、新年度は2,630万円を計上いたしたところでございます。

次に、35ページをお開きください。

国有提供施設等所在市町村助成交付金、これは、基地交付金とも言われるもので、自衛隊が使用する演習場、弾薬庫、燃料庫に要する土地、建物及び工作物の固定資産に対し、市町村の財政状況等を考慮して交付されるもので、50万円を見込み、計上したところでございます。

次に、37ページをお開きください。

地方特例交付金でございます。これは、平成18年度の税制改正に係る住宅借入金等特別税額控除の適用者について、所得税から住民税への税源移譲により、所得税で控除し切れない税額控除額を住民税から控除することになったことから、住民税の減収分に対し補てんされるための交付金でございまして、520万円を見込んでございます。

次に、39ページをお開きいただきたいと思ひます。

地方交付税でございますが、新年度は地方再生対策費及び地域活性化・雇用等対策費について一定の縮減を図った上で、地域経済基盤強化雇用等対策費として整理統合されるほか、包括算定経費の減少などが見込まれることから、普通交付税にあつては前年度より3,000万円減の37億4,000万円を見込み、特別交付税につきましては昨年同様7,000万円を見込み、総額38億1,000万円を計上いたしたところでございます。

次に、41ページをお開きください。

交通安全対策特別交付金でございますが、交通反則金から事務費を除いた額を交通事故の発生件数及び人口集中地区人口により算定し交付されるもので、新年度は370万円を見込み、計上いたしたところでございます。

次に、43ページをお開きいただきたいと思ひます。

分担金及び負担金で、総額は9,870万

4,000円でございます。

一番上の畑かん事業受益者分担金304万7,000円につきましては、古梅ダムの畑かんに係る10アール当たり250円の分担金でございます。

その下の経営体育成基盤整備事業美幌美禽地区分担金から畑総の豊栄地区の分担金1,331万2,000円の3本の事業につきましては、道営土地改良事業に係る受益者からの分担金で、事業費の7.5%分でございます。

次の美瑛福祉寮入所者負担金は、入所者6名分の負担金を見込み、237万7,000円を計上してございます。

その下の老人福祉施設入所者等負担金898万5,000円でございます。これにつきましては、町外の老人福祉施設に入所しております18名分の負担金を見込み、計上したところでございます。

その下の美幌地域3町障害程度区分認定等審査会負担金219万7,000円でございます。これは、美幌、津別、大空の3町で実施しております審査会の事務に係る負担金で、津別町が25.58%、大空町が26.64%、美幌町は47.78%になります。この負担分でございます。

次の児童福祉費負担金の3,395万3,000円の3本の負担金であります。これは、美幌及び東陽保育園の保育料、それと子ども発達支援センターの利用に係る国保連合会からの給付費の負担金並びに利用者本人からの負担金30名分を見込んで計上したところでございます。

次に、45ページをお開きいただきたいと思ひます。

使用料及び手数料で、総額は3億425万6,000円でございます。

一番上の会館使用料618万円でございます。町民会館の使用料で、新年度は第1ホールの完成に伴い、料金体系の見直しによりまして、町民会館食堂使用料も会館使用料に含めたことによりまして、前年度より約1

50万円ほど増となっております。

中ほどに農業使用料の、一番上にあります牧場使用料1,316万2,000円でございます。これは、峠牧場の公社運営から町の直営になることにより、使用料が町の収入となるため、昨年度より約1,170万円の増となっております。

次に、47ページをお開きいただきたいと思ひます。

手数料につきましても、昨年と大きくは変わりありませんが、下から3段目の農業手数料の人工授精捕獲手数料55万7,000円につきましては、峠牧場の公社運営から町の直営による運営となるため、新規の計上でございます。

次に、49ページをお開きいただきたいと思ひます。

国庫支出金でございますが、各種国の制度や事業実施に伴います負担金及び補助金等交付金で、総額5億7,411万円でございます。

上から2段目になります。児童福祉費負担金の子どものための手当負担金1億8,783万3,000円でございます。これは、制度改正に伴い、昨年度より約9,300万円ほど減となっております。

次の社会福祉費補助金の一番下でございます。社会資本整備総合交付金181万6,000円につきましては、コミュニティセンターの耐震化診断に要する交付金でございます。

次の、二つ飛びまして林業費補助金の下の社会資本整備総合交付金600万円でございますが、これは、町産材活用の住宅助成金に対する交付金でございます。

その下の商工費補助金、社会資本整備総合交付金100万円につきましては、太陽光発電システム設置モニターに対する交付金でございます。

その下の道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金4,027万6,000円につきましては、橋梁長寿命化計画策定に係る分とし

て420万円、雪寒道路に係る除雪経費分として240万円、除雪トラック更新に係る分として2,407万6,000円、町道121号道路整備に係る分として960万円、4本の事業に対する交付金でございます。

その下の都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金250万円につきましては、公園の長寿命化計画の策定に対する交付金であります。

その下の住宅費補助金の社会資本整備総合交付金4,331万円につきましては、公営住宅の低所得者に対する家賃の助成分として2,394万6,000円、住宅の耐震化助成分として37万5,000円、さらに、公住の灯油集中供給設備改修分として1,898万9,000円の3本の事業に対する交付金でございます。

次に、51ページをお開きいただきたいと思いますが、このページにつきましては昨年度と大きく変わりはありません。

次に、53ページであります。

道支出金でございますが、国庫支出金と同様に、各制度や事業実施に伴います負担金及び補助金並びに委託金で、総額は6億1,961万8,000円でございます。

中ほどに社会福祉費補助金の、下から3行目になります。緊急雇用創出推進事業補助金495万2,000円でございますが、これは、産業廃棄物処理場で障害者によるペットボトル選別による指導員、それと、放課後のデイサービスに加えた居宅介護サービス事業におけます療育的な支援を行う保育士の雇用分、さらに、障害者が気軽に集える交流活動センターにおいての支援員、3本の事業に対する補助金でございます。

一つ飛びまして、介護サービス利用者負担軽減事業補助金350万8,000円でございます。これは、緑の苑の移転改築に伴い、低所得者に対する利用者負担対策のうち社会福祉法人による利用者負担の軽減制度事業に対する補助金で、事業費の4分の3が助成されるものでございます。

その下の児童福祉費補助金の下から2行目、地域づくり総合交付金59万9,000円でございますが、これは、子ども発達支援事業に対する補助金でございます。

その下の保健衛生費補助金の一番下になります。緊急雇用創出推進事業補助金271万4,000円につきましては、美幌町健康増進計画の見直しに伴うアンケートの実施及び分析等の事務従事に係る1名の雇用に対する補助金でございます。

次に、55ページをお開きいただきたいと思いますが、

農業費補助金の下から4行目になります。緊急雇用創出推進事業補助金27万6,000円につきましては、みらい農業センターにおける障害者の農作物支援指導員の雇用に対する補助金でございます。

次の戸別所得補償制度推進事業補助金299万9,000円につきましては、戸別所得補償制度の交付事務に対する協議会への補助でございます。

その下の食料供給基盤強化特別対策事業補助金3,772万円でございますが、これは、道営土地改良に伴う田中地区、美禽地区、豊栄地区に係る補助金でございます。

一番下の環境保全型農業直接支援対策事業補助金264万1,000円でございますが、これは、有機農業及びエコファーマーに取り組む農業者に対する補助金でございます。

次の林業費補助金の一番下になります。未来につなぐ森づくり推進事業補助金2,480万円でございます。これは、町有林の伐採跡地の植林に対する補助金で、昨年度は補正予算で計上したため、前年度より増額となっております。

一つ飛びまして社会教育費補助金、地域づくり総合交付金250万円でございます。これは、埋蔵文化財発掘調査に係る交付金でございます。

次に、57ページをお開きいただきたいと思いますが、

このページにつきましては、前年度と大きく変わりございません。

次に、59ページでございます。

財産収入でございますが、土地や建物等の財産貸付収入として1,862万6,000円、さらに、利子及び配当金として1,174万6,000円、さらに、財産の売払収入として2,200万2,000円の合計5,237万4,000円の収入を見込み、計上いたしたところでございます。

まず、一番上の土地・建物貸付収入、貸家料でございますが、1,451万円の計上で、職員住宅及び教員住宅の家賃の収入でございます。

その下の貸地料は、411万6,000円でございます。これは、道警あるいは北電等町有地の貸付料でございます。

下から3段目になります。2、立木売払収入、一般林売払代1,279万8,000円でございますが、これは、古梅、美和、栄森の町有林の皆伐14.46ヘクタールの立木売払収入でございます。

一番下の生産品売払代920万円につきましては、みらい農業センターの農産物の売り払い分として680万円、さらに、峠牧場の牧草ロールの売り払い分として240万円を見込み、計上いたしてございます。

次に、61ページをお開きいただきたいと思っております。

寄附金であります。これは科目設定でございます。

次に、63ページでございます。

繰入金でございますが、各事務事業への財源の一部について、それぞれの基金から繰り入れするもので、総額1億1,663万6,000円を見込み、計上いたしてございます。

なお、昨年度は文化ホール建設のため、教育文化会館建設基金を5億8,443万1,000円計上いたしておりましたので、大幅に減となっております。

次に、65ページをお開きいただきたいと思っております。

繰越金でございますが、平成23年度の繰越額を1,000万円として計上いたしております。

次に、67ページをごらんいただきたいと思っております。

諸収入でございますが、ただいま御説明申し上げてきました各費目に該当しない収入について、この諸収入に計上してございます。新年度は総額4億7,874万9,000円を見込み、計上いたしたところでございます。

このページにつきましては、大きく昨年度と変更はございません。

次に、69ページをお開きいただきたいと思っております。

雑入の中ほどに地域海洋センター修繕助成金490万円とございます。これにつきましては、B&G海洋センターの改修に係るB&G財団からの助成金でございます。

それから、8行下がりましてスポーツ振興くじ助成金65万円とございます。これは、美幌中学校の芝生の管理用自走式スプリンクラー及びホースに対するtotoの助成金でございます。

このページの下から2段目、移転等補償費300万円でございますが、これは、北見端野美幌線の舗道造成工事に伴う横断管布設替に伴う補償費でございます。

次に、71ページをお開きいただきたいと思っております。

このページにつきましても前年度と大きく変わりございませんので、73ページをお開きいただきたいと思っております。

町債でございます。総額は7億5,840万円の計上ですが、内容につきましては第3表、地方債のところで御説明申し上げましたので、内容説明については省略させていただきます。

以上、平成24年度の一般会計予算につきまして御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 副町長。

○副町長（染谷 良君） それでは、私のほ

うから主要事業について御説明をさせていただきたいと思ひます。

初めに、各会計予算参考資料のほう、61ページをお開きいただきたいと思ひます。

4の国・道・団体営土地改良事業でございます。これは、すべて道営土地改良事業の計画概要でございます。

まず、一つ目の経営体育成基盤整備事業についてでございますが、この事業は平成15年度に創設されたもので、従来ありました圃場整備事業と土地改良総合整備事業を廃止、統合したものであります。区域につきましては美禽で、継続2年目となる事業であります。JAが行う暗渠排水、客土、これを5カ年計画で実施するものでございます。

次に、二つ目の畑地帯総合土地改良事業でございますが、美幌田中地区は、昨年度から戸別所得補償実施田滑化基盤整備事業ということで、新規事業としてスタートしてございます。この事業は、戸別所得補償制度の本格実施に当たりまして、麦、大豆などの生産拡大や耕地利用率などの向上を図るために創設されたものであります。区域につきましては、報徳、田中、日並、瑞治の一部で、事業内容につきましては、JAが行う畑等面の整備でございます。昨年度から平成28年度まで6カ年の継続事業で、今年度につきましては、区画整理、暗渠排水、客土、除れきの面整備事業を行おうとするものでございます。

それから、三つ目になります。美幌豊栄地区についてでございます。これは、今年度からスタートする新規事業でございます。区域については、野崎、美富、豊幌、登栄、駒生の一部で、平成32年度まで9カ年の継続事業であります。事業内容は、上と同じく、JAが行います区画整理から除れきまでの面整備事業で、今年度、区画整理と暗渠排水を行うものでございます。

このページは以上であります。

次に、79ページをお開きいただきたいと思ひます。

美幌・津別広域事務組合負担金の内訳でござ

います。

まず、津別との負担割合につきましては、総務部門では議会費、監査委員費、予備費が50%ずつ、それから一般管理費が、美幌が79.26%、津別が20.74%。

それから、次の衛生部門、火葬場関係につきましても、経常費が一般管理費と同じ負担割合で、昨年より0.68%美幌がふえ、津別が減っております。これは、算定基礎としております国勢調査に伴う人口割の増減によるものであります。

それから、次の消防部門のほうでございますが、消防本部費と通信指令業務運営費については、美幌が72.32%、津別が27.68%の負担割合であります。これは、人口割と財政割の関係で、昨年より0.51%美幌がふえ、津別が減っております。

また、本年度から実施します消防救急デジタル無線施設整備事業費に係ります共通経費につきましては、起債償還と公債費を含め、50%の負担割合となっているところであります。

以下、美幌消防署費、公債費の車両等につきましても、すべて美幌分であります。

それから、消防の今年度の総事業費でございますが、一番下の左側の欄、予算合計5億1,973万7,000円ということで、対前年比2.1%の減となっております。これは、これまで計画整備をしてきました職員の安全装備品、防火衣の整備完了等によるものでございます。

総事業費のうち美幌町分ということでは、右下の欄、4億7,340万8,000円が美幌町の分担分でございます。

この主な事業としましては、昨年に引き続きまして、防火意識の向上、自主防災組織の育成、これを進めるとともに、職・団員の訓練、指導に引き続き力を入れ、災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと思ひます。

二つ目は、救急業務についてでございますが、救命効果の向上、そして、救急救命士などの救急隊員の人材育成に力を入れてまいり

たいと思っております。

また、火葬場の運営でありますけれども、利用者へのサービス向上、より効率的な管理運営にも取り組んでいきたいと思っております。

そのほか、最後に、美幌・津別両町で共同整備します消防救急デジタル無線施設の整備でございますが、財源につきましては、平成23年度国庫補助、それから起債充当100%の財源により行い、事業整備費が3億880万5,000円、これを先般の広域組合議会におきまして、平成23年度補正予算ということで議決をいただいております。実施につきましては、繰越明許により、新年度に入ってから整備をする予定となっておりますのでございます。

なお、新年度にこの欄で計上をしております分ではありますが、これは北海道総合通信局との無線許可等の協議に係る事務費の予算、これを計上しているところでございます。

予算参考資料のほうは以上でございます。

続きまして、予算の工事関係の参考資料について御説明をいたしたいと思っております。別とじになっております図面等の参考資料をお開きいただきたいと思っております。

1ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

まず、町道整備事業でございますが、これは番号順に御説明をいたしたいと思っております。

まず、図面の右側、中段のところ、①の1、それから①の2、これは稲美の町道第10号道路であります。これは、道が実施します駒生川の改修工事に伴い、道負担で行うものであります。工事箇所、丸印で表示した部分2カ所であります。

上の丸印、①の1、これは、こうりん斎場北側に位置しております駒生川の支流、駒の沢川の落差工を設置する工事であります。延長は37メートルであります。

その下の丸印の部分、①の2、これは、農協加工馬鈴薯貯蔵庫前になりますけれども、第7号橋の橋梁上部工事であります。昨年、

橋梁の下部工事を実施してございまして、新年度は車道幅員7.5メートル、歩道幅員2メートル、総延長24メートルの上部工を架設して、橋梁が完成することになります。

それから、次に、図面の一番左側になります。②町道第758号道路でございます。昨年改良舗装しました野崎、すろー・らいふ美幌からの続きとなっております。瀬尾さん宅までの延長135メートル、車道幅員5メートルの改良舗装であります。

次に、その右下になります。③町道第739、740号道路でございます。美富、河原崎さん宅から細川さん宅を経て、太田さん宅までの延長160メートル、幅員5.5メートルの改良舗装であります。

その次に、図面の一番上のほうの左側、④の町道第259号道路、これは町民会館の裏側の通りでございますが、東3条北4丁目、小谷さん宅から町民会館までの延長152メートル、車道幅員5メートルの改良舗装を行うものでございます。この路線につきましては、現在舗装されておりますが、地盤などの影響から舗装の傷みが激しいため、平成22年度に実施しております南側の区間の改良舗装に続きまして、この本区間の整備を行おうとするものでございます。

次は、その右側になります。⑤番、町道第2号道路であります。三橋南、三橋町1丁目、小林さん宅から昭和石油までの、これは両側の歩道、幅員3メートル、総延長200メートルの改良舗装であります。

最後になります。図面の右側の一番上になります。⑥町道第121号道路整備事業でございます。国道243号の稲美、竹下養豚場から町道第120号道路に至ります未改良区間の延長221メートルの改良舗装工事であります。新年度につきましては、西島さん宅から竹下養豚場手前までの延長80メートル、車道幅員5.5メートルの改良であります。これは、社会資本整備総合交付金を予定しまして整備を行おうとするものでございます。

以上、主要事業について御説明をさせていただきましたので、よろしく申し上げます。

○議長（古館繁夫君） 民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 特別会計の説明に入らせていただきます。

275ページでございます。

議案第29号平成24年度美幌町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成24年度美幌町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億9,188万3,000円と定めるものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

305ページをお開き願います。

3、歳出について御説明いたします。

一番上の一般事務費の5,037万3,000円の主なものにつきましては、6名分の職員人件費及びレセプト点検費等の臨時職員2名の賃金と事務費等であります。

一番下の賦課徴収費の165万7,000円につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費等でございます。

次に、309ページをお開き願います。

2段下の退職被保険者等療養給付費1億4,505万1,000円と、次のページ、311ページの一番上の退職被保険者等高額療養費3,091万5,000円につきましては、高額な治療に係る給付費の増及び受診単価の増により、前年度より増額となっております。

次に、315ページをお開き願います。

一番上の後期高齢者支援金2億9,197万4,000円につきましては、国が算定いたしましたゼロ歳から74歳までの現役世代が後期高齢者医療制度へ負担する支援金でございます。

次に、317ページをお開き願います。

前期高齢者納付金83万8,000円、そ

の下の前期高齢者関係事務費拠出金2万9,000円につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者について、各保険者間の医療費の財政調整制度に係る事務費拠出金分であります。

次に、319ページをお開き願います。

一番上の老人保健医療費拠出金50万円、その下の老人保健事務費拠出金1万9,000円につきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートしたことによって、従来の老人保健医療制度が廃止されましたが、廃止後5年間は過誤納分を医療費請求が見込まれることから、拠出金を計上しているところでございます。

次に、321ページをお開き願います。

介護納付金1億3,130万2,000円につきましては、40歳から64歳までの2号被保険者に係る分を社会保険診療報酬支払基金に支払いするものでございます。

次に、323ページをお開き願います。

このページにつきましては、前年度と大きく変わってございません。

次に、325ページをお開き願います。

一番上の健康づくり推進費579万1,000円につきましては、健康相談、健康教育、啓発活動、脳ドック、高齢者インフルエンザ負担等の事業推進に要する事業費並びに事務費の負担となっております。

その1段下の特定健康診査等事業費1,099万9,000円につきましては、平成24年度において、集団健診においては検査項目に貧血、尿潜血の2項目、個別健診においては心電図、貧血、尿潜血の3項目を追加し、充実を図るものであります。

歳出は以上でございます。

次に、歳入を御説明申し上げますので、284ページをお開き願います。

歳入について御説明申し上げます。

国民健康保険税、総額6億7,219万9,000円につきましては、前年度対比で1,427万円の減額であります。後期高齢者医療制度に移行する被保険者数の減並びに給

与所得者の所得割の減、固定資産の評価がえによる土地家屋の資産割の減によるものでございます。

次に、287ページをお開き願いたいと思います。

一番上の国庫負担金の療養給付費等負担金、現年度分5億3,925万3,000円につきましては、保険給付費の34%が国から負担されるものでございます。

一番下の国庫補助金の財政調整交付金1億1,509万5,000円は、市町村の財政力の不均衡を是正するため交付されるもので、保険給付費の9%であります。

次に、289ページをお開き願います。

一番上の療養給付費等交付金1億4,371万2,000円につきましては、退職医療に係る費用のうち退職者分の保険税以外に補うことができない費用について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、291ページをお開き願います。

前期高齢者交付金5億8,000万円につきましては、65歳から74歳までの加入者の医療負担の保険者格差を調整するため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、293ページをお開き願います。

上から3段目の道補助金の財政調整交付金1億66万7,000円につきましては、保険給付費の7%が道から交付されるものでございます。

次に、299ページをお開き願いたいと思います。

一番上の保険基盤安定繰入金軽減分8,968万7,000円につきましては、保険税の負担能力が低い低所得者に対する保険税軽減分、2割、5割、7割について、一般会計に収入される道負担金を繰り入れするものでございます。

その下の保険基盤安定繰入金支援分2,135万2,000円につきましては、保険税の軽減対象の5割、7割となった一般被保険

者数に応じた平均保険税の一定割合を公費で、一般会計に国、道から収入される分を繰り入れするものでございます。

その下の、一つ飛んで国民健康保険基金繰入金1億7,053万円につきましては、一般事務費の不足、保険税の不足を補てんするため繰り入れするものでございます。

なお、平成24年度末基金残高の見込みにつきましては、1億7,455万5,000円の見込みであります。

国民健康保険特別会計は以上でございます。

○議長（古舘繁夫君） 暫時休憩します。再開は2時半といたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（古舘繁夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君） 341ページをお開き願います。

議案第30号平成24年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成24年度美幌町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,324万4,000円と定めるものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

359ページをお開き願います。

一般事務費の1,412万3,000円の主なものにつきましては、職員1名分の人件費と事務費であります。

その下の徴収費30万1,000円につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

次に、363ページをお開き願います。

後期高齢者医療広域連合納付金2億4,8

36万円につきましては、被保険者の増及び医療費の増により、前年対比2,189万4,000円の増額となっております。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、348ページをお開き願います。

一番上の後期高齢者医療保険料、総額1億7,849万9,000円につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合では平成24年4月から、所得の伸びを抑え、中間所得層の負担を緩和するため、保険料の限度額を現行の50万円から55万円に引き上げし、所得割については現行の10.28%から10.61%に、均等割は4万4,192円から4万7,709円に改正されたこと、及び被保険者数の増により、前年対比1,560万3,000円の増額となっております。

次に、353ページをお開き願いたいと思います。

一番上の一般会計繰入金、事務費繰入金2,287万円につきましては、広域連合への事務費負担金と町の事務費の繰入金であります。

その下の保険基盤安定繰入金6,079万2,000円につきましては、保険料の低所得者に対する2割、5割、7割の軽減分について、一般会計で収入される4分の3の道負担金に町の負担分4分の1を加えて一般会計から繰り入れするもので、低所得者の軽減対象者の増により、前年対比409万2,000円の増となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては以上でございます。

次に、375ページをお開き願います。

議案第31号平成24年度美幌町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成24年度美幌町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,070万3,000円と定めるものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

400ページをお開き願いたいと思います。

平成24年度の美幌町介護保険特別会計予算につきましては、平成24年3月に策定いたしました平成24年度から平成26年度までの美幌町高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画に基づき介護保険事業等の予算を見込み、予算を計上しているところでございます。

401ページの一般事務費の3,597万円の主なものにつきましては、職員4名分の人件費及び事務費等でございます。

その2段下の賦課徴収費37万1,000円につきましては、介護保険料の賦課徴収に係る経費等でございます。

404ページをお開き願いたいと思います。

介護保険給付費、総額13億4,239万6,000円につきましては、第5期介護保険事業計画に基づくもので、特に居宅介護サービス費9,108万9,000円の増、その下の施設介護給付費、前年対比6,692万円の増になってございます。

次に、409ページをお開き願いたいと思います。

下から5行目の短期宿泊利用サービス委託料299万5,000円につきましては、前年度250日分から400日分の利用者の増から増額になってございます。

一番下の配食事業運営委託料299万4,000円につきましては、前年度60人から90人の利用者数の増から増額になってございます。

413ページをお開き願います。

介護保険基金積立金1,410万4,000円につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき、平成25年度分、平成26年度分の介護保険各種サービス費の積立金であります。

なお、平成24年度末基金残高の見込みに

つきましては、8,523万2,000円の見込みであります。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、382ページをお開き願います。

介護保険料2億8,853万8,000円につきましては、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画に基づいて、3年間の介護保険事業料を見込み、それに伴う平成24年度分、1号被保険者分20%を普通徴収分、特別徴収分として計上してございます。

386ページをお開き願います。

386ページの国庫支出金の総額3億1,770万6,000円、次の388ページの支払基金交付金、総額3億9,031万円、それから、390ページの道支出金、総額2億1,355万8,000円、395ページの一番上の介護給付金繰入金、その下の介護予防事業繰入金及び、その下の包括的支援事業・任意事業の繰入金につきましては、それぞれ歳出の各種介護サービスに対するそれぞれの負担分を計上してございます。

そのページ一番下のその他一般会計繰入金4,807万2,000円につきましては、職員給与費4名分及び事務費の繰り入れであります。

介護保険特別会計は以上でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古館繁夫君） 建設水道部長。

○建設水道部長（磯野憲二君） 予算書の427ページであります。

議案第32号平成24年度美幌町公共下水道特別会計予算についてを御説明申し上げます。

平成24年度美幌町の公共下水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,849万3,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債につきましては、「第2表 地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、6億円と定める。

次に、430ページをお開きください。

第2表、地方債であります。

起債の目的であります。初めに、公共下水道事業、限度額1,720万円であり。公共汚水柵設置工事10カ所270万円と、道道北見端野美幌線污水管移設工事2,540万円のうち1,450万円分であり。充当率は、公共下水道債100%であります。

その下、下水道資本費平準化債、限度額1億3,540万円であり。平準化債は、施設整備に投資しました起債の償還を耐用年数に沿って平準化し、単年度の負担軽減を図る目的で借り入れするものであります。

その下、公共下水道事業特別措置分、限度額4,530万円であり。特別措置分は、繰出基準の見直しにより、交付税措置に関し借り入れしました地方債元利償還の70%から60%に減額されたため、その差分を特別措置として認められたものであります。合計で1億9,790万円であり。

なお、起債の方法、利率、償還方法は、記載のとおりであります。

次に、歳出から御説明しますので、448ページ、449ページをお開きください。

3、歳出。

一般事務費の中の一般職給1,428万8,000円から職員共済費等483万8,000円までであります。職員4名分の人件費等であります。

その下の業務委託料の中の使用料収納事務

委託料 2,252万5,000円ですが、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業会計に委託しておりますので、全体調定件数に対する下水道調定件数の割合 48.37%分を委託料として水道事業会計に支払うものであります。

その下の負担金の中の上から7行目、水道事業会計負担金 328万6,000円ですが、下水道排水設備の業務を水道事業会計に委託しており、その負担金として、設備主査の person 費の 25%と管路管理システムの保守点検委託料を水道事業会計に支払うものであります。

その下、1目の一番下ですけれども、公課費 1,190万円ですが、下水道使用料等の仮受消費税と工事請負等の仮払消費税の精算行為により納付すべき消費税であります。

次に、2目の終末処理場の維持管理事業費の中の燃料費 998万3,000円ですが、処理場の施設を加温するために使用するA重油の燃料費であります。

その下の光熱水費 2,509万7,000円ですが、処理場と5カ所のマンホールポンプ場で使用します電力の電気料と処理場の水道使用料であります。

その下、修繕料 1,469万1,000円ですが、供用開始から30年を経過していることから、処理場に係る機器類の修繕と、管理車、運搬車の車検整備に係る整備費用であります。

一番下の業務委託費の中の重金属水質分析委託料 118万円ですが、放流水の水質検査 33項目の委託料であります。

その下の産業廃棄物処理委託料 1,260万円ですが、汚泥脱水ケーキの処分、佐呂間町にあります民間の処理施設へ運搬処分しておりますので、その処分費であります。

次に、450ページをお開きください。

上から、処理場委託料、業務委託料 1億2,404万7,000円ですが、18

名分の person 費を含む終末処理場の委託管理業務委託料であります。

その下の器具 77万円は、低温高温期、漏電遮断機テスター、設置抵抗器への機器の更新であります。

その下の管渠維持管理事業費の中の修繕料 500万円ですが、マンホール 12カ所、公共汚水榭 35カ所、雨水榭 3カ所、管渠閉塞等の修繕料であります。

その二つ下の管渠清掃委託料 227万円ですが、元町西 1、2条、北 1、2、3丁目、それから大通り北 1、2、3、4丁目までの汚水管、延長 6,422メートルの管渠点検及び清掃委託料であります。

次に、3目の建設事業費の中の長寿命化計画策定業務委託料 2,000万円ですが、施設を更新する場合の長寿命化計画を策定し、施設が現在どのような状態なのか等を調査し、今後の更新計画を作成するための委託料であります。

その下の工事請負費、公共汚水榭設置工事 270万円ですが、公共汚水榭 10カ所分の設置工事費であります。

その下、道道北見端野美幌線汚水管移設工事 2,540万円ですが、道道の改良工事に伴います花見橋付近の汚水管関係、300ミリの延長 255メートルの移設工事であります。

次に、453ページです。

元金償還金 4億9,199万3,000円と、その下の利子償還金 1億3,753万円ですが、平成 23年度までに借り入れしました起債の元金と利子の償還であります。

次に、歳入を御説明しますので、434、435ページをお開きください。

2、歳入。

下水道受益者負担金等 152万6,000円ですが、継続分と資金分を合わせた6件分の受益者負担金であります。

その下、一般会計負担金 2,704万2,000円ですが、し尿処理を下水道処理

で行っておりますので、処理経費の14%を負担としていただくものであります。

その下、特別会計負担金325万円ではありますが、個別排水処理会計の事務の一部を下水道事業で行っていきまして、人件費の一部を負担していただいているものであります。

437ページ。

下水道使用料の3億7,000万3,000円ではありますが、現年度分の調定額3億7,021万6,000円に対し、収納率を平成24年見込みで99.4%の3億6,799万4,000円とし、過年度分の調定額803万6,000円に対し、収納率、平成23年度見込みで25%の200万9,000円の合計であります。

439ページです。

公共下水道事業補助金1,000万円ではありますが、長寿命化計画策定のための補助金でありまして、事業費2,000万円の補助率2分の1であります。

441ページ。

一般会計繰入金3億2,710万円ではありますが、下水道事業の財源不足を一般会計からの繰り入れで補うものであります。

445ページ。

水洗便所改造等資金貸付金償還金63万円ではありますが、継続の1戸分と今年度貸し付け予定をしています2戸分の預託金の償還金であります。

その下、道道北見端野美幌線污水管移設工事補償金1,090万円ではありますが、道道改良工事のための污水管移設の補償金であります。

次のページの7款につきましては第2表で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、予算書の465ページをお開きください。

議案第33号平成24年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてを御説明申し上げます。

平成24年度美幌町個別排水処理特別会計

予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,707万3,000円と定める。

第2項につきましては、事項別明細で御説明申し上げます。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債につきましては、「第2表 地方債」で御説明申し上げます。

一時借入金。

記載のとおりでございますので、468ページをお開きください。

第2表、地方債であります。

起債の目的であります個別排水処理施設、整備事業の限度額2,540万円であります。今年度は10戸を予定しておりまして、下水道債につきましては充当率が100%、辺地債につきましては3戸予定しておりまして、充当率は70%の2分の1であります。

次に、歳出から御説明しますので、484、485ページをお開きください。

歳出。

一般事務費の中の手数料6万6,000円ではありますが、使用料等の口座振込手数料でありまして、平成23年度までの設置戸数258戸のうち253戸分の口座振替手数料と、平成20年度までの設置予定の10戸分、6カ月分の口座振替手数料の合計であります。

その下の負担金の中、公共下水道特別会計負担金325万円ではありますが、職員1名が個別と下水の両会計で事務を行っていきまして、人件費の40%を下水道会計に支払うものであります。

その下の補助金の中の水洗改造等貸付資金、利子補給補助金4万円ではありますが、貸し付けする水洗トイレ改造資金の利子を町が補てんするものでありまして、新規貸付戸数4戸分と、平成23年度分以前の貸し付け6件の残分の利子補給を計上しております。

その下、貸付金89万円ではありますが、水洗トイレの改造資金の貸付金4戸の新規貸付戸数を見込んで計上しております。

次に、維持管理事業費の中の修繕料249万9,000円ではありますが、浄化槽の上ぶたの交換及びブローポンプ等の修繕による費用であります。

その下の手数料307万5,000円ではありますが、汚泥処理手数料と浄化槽法による水質検査手数料でして、平成22年度以前の開始分の240戸分と平成23年度開始分の16戸分の手数料であります。370万5,000円です。

その下、施設維持管理等委託料の中の施設保守点検委託料559万2,000円ではありますが、浄化槽法によります、4カ月ごとに行います保守点検委託料と今年度設置分の軽微な保守点検委託料であります。

3目建設事業費の中の工事請負費、個別浄化槽設置工事2,765万7,000円ではありますが、今年度予定しています5人槽2個、7人槽6個、10人槽2個の計10個分の工事費であります。

次に、487ページです。

487ページは、元金償還の部分と、それから借り入れしました起債の元利と利子の償還であります。

次に、歳入について御説明しますので、473ページをお開きください。

歳入。

個別排水処理施設受益者負担金171万8,000円ではありますが、今年度予定しています5人槽2個、7人槽6個、10人槽2個の計10個分の受益者分担金であります。

475ページです。

個別排水処理施設使用料1,767万5,000円ではありますが、平成23年度までに設置しました256戸分と平成24年度分に予定しています10戸分の使用料であります。

477ページです。

一般会計繰入金3,948万円ではありますが、個別排水処理会計の財源不足を一般会計

で補っていただいているものであります。

飛びまして481ページです。

水洗便所改造等資金貸付償還金89万円ではありますが、歳出のところでも御説明いたしました、本年度の預託金の償還金であります。

それから、次のページにあります町債につきましても、第2表の地方債で御説明しましたので省略させていただきます。

予算書の495ページをお開きください。

議案第34号平成24年度美幌町水道事業会計についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成24年度美幌町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務予定量。

第2条、業務予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数は8,700戸でありまして、平成23年度当初より139戸減の計上であります。

あとは記載のとおりでございますが、給水戸数、総給水水量及び1日平均水量、それぞれ昨年より減となっておりますのは、人口の減と節水の傾向による家庭用の使用料の減少を見込んでおります。

収益的収入及び支出、第3条と、次のページ、496ページの資本的収入及び支出の第4条につきましても、予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

496ページです。

企業債。

第5条、起債の目的であります。

初めに、水道管路整備事業、限度額4,040万円であります。対象工事は、配水管新設工事1路線、汚水管布設替工事2路線、配水管布設替補償工事3路線の計6路線であります。

なお、充当率は企業債100%であります。

また、配水管補償工事3路線は、配水管の残存価格分として補償費1,290万円が収

入として見込まれることから、それを差し引いた額を計上しております。

二つ目、水道施設整備事業、限度額2,170万円であります。日並浄水場水質測定機器整備、源水・上水色度計2台と田中加圧ポンプ場計装設備遠隔通信装置2台分の機器更新であります。

三つ目、水道未普及地域解消事業、限度額3,670万円であります。豊幌地区水道未普及解消のため、水道施設整備費でありまして、水道施設整備、豊幌加圧ポンプ場と水道管路整備配水管新設工事であります。

四つ目、量水器収納筐設置事業、限度額5,040万円あります。平成24年度から14年間の計画で伸縮式の量水器筐に交換整備するもので、平成24年度は700戸分を計上しております。

なお、起債の方法、利率、償還につきましては、起債のとおりです。

次に、497ページ。

一時借入金、第6条、それから、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、他会計からの補助金、第8条は、記載のとおりです。

499ページをお開きください。

予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

給水収益4億1,300万円ありますが、平成23年度当初より200万円減額して、8,700戸分を計上しております。

件数と給水量を減らしましたのは、先ほども言いましたけれども、家庭用水給水量の減少見込みによるものでございます。

給水工事手数料446万円ありますが、給水工事185件の設計審査手数料と完成検査手数料でありまして、新設95件、改造40件、撤去50件であります。

その下の雑収益の中の下水道使用料賦課徴収受託料2,252万5,000円ありますが、下水道使用料の賦課徴収業務を水道事業会計で受けており、対象経費を調定件数割合の48.37%いただくものであります。

その下の他会計負担金の中の公共施設無償給水経費負担金24万9,000円ですが、道路、公園にあります給水施設使用料を一般会計から負担していただいているものであります。

2項の3目の雑収益の中の下水道排水設備業務負担金328万6,000円ありますが、下水道排水設備の業務を水道会計で行っており、主査職の人件費の25%と排水設備台帳の管理システム使用料負担金であります。

501ページであります。

収益的収入及び支出の支出であります。

原水及び浄水費につきましては、浄水場に係る経費と嘱託職員1名と臨時職員2名分の人件費を含む予算を計上しております。

このページの中ほど、委託料の中、浄水場機械計装設備点検委託料104万円ですが、浄水場の計装設備の延命を図るための保守点検委託料であります。

その下、水源池清掃委託73万円は、隔年で水源池清掃を実施しております。

その下の浄水場乾燥汚泥収集運搬委託115万円は、凝集汚泥を沈殿させて、天日乾燥所から収集運搬処理を行うものであります。

手数料の中の浄水場運転管理業務派遣費1,163万4,000円につきましては、労働者派遣2名分の費用を計上しております。

次に、503ページです。

配水及び給水につきましては、設備主査1名の人件費を含む予算を計上しております。

この中の中ほどの委託料の一番下、量水器検満取替委託料707万7,000円ありますが、計量法によります8年ごとの量水器、メーターを取りかえるもので、今年度は1,395個を予定しておりますが、そのうち700個は量水器収納筐設置事業で、伸縮型に更新するため、資本的収支に計上しており、残り695個の取りかえ費用を計上しております。

505ページであります。

業務費であります。営業担当4名分と臨時

筆生1名分6カ月分の人件費と、個人を委託しています検針員委託の経費でございます。

この中ほどの委託料の中、検針業務委託料390万6,000円でございますが、検針業務を市外地と郊外地区に分けて毎月検針しております。とおおむね1カ月、市外地区8,380件を2名で、郊外地区1,640件を1名の個人委託方式で検針しております。さらには1,350件の納付書配付の委託料でございます。

一番下の4段目の総係でございますが、水道主幹1名分の人件費を含む予算でございます。

次の507ページでございます。

ここに記載のとおりで、飛びまして509ページに行かせてください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

企業債1億4,920万円でございますが、第5条、企業債のところでお説明いたしましたので、省略させていただきます。

その後の2項の簡易水道等の施設整備事業補助金9,400万円でございますが、豊幌地区水道未普及地域の水道施設整備及び配水管新設の補助金でございます。

その下の簡易水道等施設整備事業実施区域、水道施設分担金2,600万円でございますが、豊幌地区の給水を受けようとする者の1件当たり200万円の分担金13件分でございます。

その下の水道管路整備工事負担金1,290万円でございますが、道道3路線の道路工事に伴います配水管布設替補償工事の補償費でございます。

その下の一般会計出資金8,044万3,000円でございますが、一般会計出資金として7,830万円、これは、豊幌地区の水道未普及解消事業に係るものです。事業費の3分の1を一般会計から支出させていただいております。

それと、もう一つは、旧簡易水道に係る企業債元金の出資金に対するものの214万3,000円、これは、昭和59年に借りました基準内繰出金でございます。

511ページです。

資本的収入及び支出の支出でございます。

浄水配水設備費でございますが、施設担当職員2名と臨時職員1名6カ月分の人件費を含む経費でございます。

このページの中ほどにあります工事請負費の水道管路整備事業等水道未普及地域解消事業につきましては、後ほど予算工事関係参考資料でお説明いたします。

水道施設整備事業2,170万円でございますが、先ほど言いました、一つは日並浄水場におきます、設置後耐用年数を経過しまして信頼性の確保が難しくなしまして、故障時の部品調達も困難な状況になるために新たに機器の整備を図るもので、源水・浄水色度計2台を更新するものでございます。

二つ目の田中加圧ポンプ場でありまして、これも同じく耐用年数が経過しまして、新たな機器に取りかえるための遠隔通信装置、田中から日並なのですけれども、その2台を整備を図るものでございます。

その下の量水器筐取替費5,044万3,000円は、平成24年度から14年間をかけて行います量水器収納筐設置事業によります伸縮型の量水器に取りかえ設置していただくものでございます。

あとは記載のとおりでありまして、先ほども言いました工事請負費関係の参考資料でお説明します。

先ほど下水道会計のほうで道道の部分を御説明したけれども、2ページをお開きください。

平成20年度予算工事関係参考資料の2ページでございます。

その公共下水道事業の管渠でございます。地区名は鳥里で、北見端野美幌線でございます。日甜の計量装置のスケール上から花見橋の取り付けの手前まで、高盛土になりまして、その下の下水道管が移設をすることになっております。管径が300ミリ、延長で255メートルを移設するものでございます。

次に、3ページをお開きください。

水道管路整備事業であります。

工事の概要ですが、地図番号で①、図面の右側中ほどになります。稲美の町道10号道路、こうりん前から南側交差点、町道11号と町道122号道路までなのですけれども、配水管新設工事であります。ダクタイル鋳鉄管100ミリ、延長126メートルと、橋梁添架ポリエチレン管100ミリ、延長34メートル、合わせまして160メートルの工事でございます。

地図番号②、図面の下側、中ほどになりますけれども、美富の町道739号道路、740号道路で、コーポヒルズ前、町道改良舗装工事に伴いまして、既設配水管、塩ビ管、ダクタイル鋳鉄管75ミリに延長150ミリ布設替工事を行うものであります。

地図番号③の図面の中ほどになります。西1北1の町道603号道路、瑞法寺法光殿の南側の道路であります。老朽管更新で、既設塩ビ管をダクタイル鋳鉄管100ミリ、43メートルの布設替工事を行うものです。

地図番号④、図面の左上側になりますけれども、美禽の道道嘉多山美幌線であります。道道の凍雪害防止関連の工事で、八木宅前から小南、小原宅前の道路改良舗装工事に伴いまして、既設塩ビ管配水管をダクタイル鋳鉄管75ミリ、延長380メートルの布設替工事を行うものであります。これは、補償の対象となっております。

地図番号⑤、図面の左側中ほどにあります。美禽の道道北見端野美幌線であります。道道の交安事業関連の大井機販前からみどりの村の入り口までの町道648号までの道道改良舗装、歩道造成工事に伴いまして、既設塩ビ管150ミリ、100ミリをダクタイル鋳鉄管150ミリ、287メートル、同じく100ミリを416メートル、合わせて703メートルの布設替工事を行うものであります。補償の対象となっております。

地図番号⑥、図面の上、中ほどであります。鳥里の道道北見端野美幌線であります。道道の交付金事業関連の日甜計量所から花見

橋前までの道路改良舗装工事に伴いまして、既設管、ダクタイル鋳鉄管150ミリを、同じくダクタイル鋳鉄管150ミリで、延長で266メートル布設替工事を行うもので、補償の対象となっております。

次に、4ページをお開きください。

水道未普及地域解消事業であります。

事業の概要でありますけれども、全体計画は平成22年度から平成24年度までの3カ年で、今年度が3年目であります。

図面番号①番、豊幌加圧ポンプ場であります。旧上美幌小学校グラウンド内に四角でPと表示しておりますが、その平成23年度実施しました鉄筋コンクリートづくりの配水池82.5立方メートルの1池の池の配水池の上にコンクリートブロックづくりにて平屋建てのポンプ室を設置するものであります。床面積は95平方メートルで、1棟であります。

機械設備としては、排水ポンプ、これは西地区用の2台、径が40ミリで、日能力は195立米になりますけれども、その2台。それから、東地区用が2台、これは径40ミリで、日量232立米の能力になりますけれども、2台を設置します。それで、その他として電気計装設備、遠隔監視装置、流量計であります。それから、非常用発電機、35KVAの1基を整備するものであります。

図面番号②の配水管新設であります。図面の左側、国道240号、これは西側の第1号配水管で、ダクタイル鋳鉄管75ミリ、ポリエチレン管20ミリから50ミリの、合わせて延長2,737メートルを布設します。

図面の右側、広域農道で、町道9号道路になりますけれども、東側の第2号配水管で、ダクタイル鋳鉄管75ミリから100ミリ、ポリエチレン管25ミリから50ミリの、合わせて4,059メートルであります。

両方合わせまして6,796メートルの整備をするものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（古舘繁夫君） 病院事務長。

○病院事務長（大村英則君） 議案第35号平成24年度美幌町病院事業会計予算について御説明をいたします。

予算書525ページをお開き願います。

新年度の予算計上では、経常経費のほか収益的収支で医師、看護師の採用の予算と、資本的収支でマンモグラフィー読影認定医の資格を有する松岡医師の採用に伴い、専門性を生かすために、新規に乳房エックス線撮影装置、通常マンモグラフィーであります。その購入と、更新のための医療機器の購入の予算措置を行ったところであります。（「聞こえない」と呼ぶ者あり）

第1条、平成24年度美幌町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務予定量及び第3条、収益的収支の予定額は、それぞれ記載の金額で定めるものであります。

第4条、資本的収支の予定額として、資本的支出に対し不足する額3,550万9,000円を過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとして定めるものであります。

次に、526ページをお開き願います。

資本的収支の金額については記載のとおりであります。

第5条、企業債であります。

医療機器等更新のため、限度額を7,440万円として定め、起債の方法、利率等は記載のとおりであります。

第6条、一時借入金の限度額と第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、それぞれ記載のとおりであります。

第8条、他会計から病院事業会計へ補助を受ける金額として、一般会計からの補助金の医師等研究研修費補助は医業費用の研究研修費の対象経費の2分の1の補助を、基礎年金拠出金、子ども手当経費は地方公営企業法のルール分としての補助を、次のページ、国保会計からの補助金である直診施設健康管理事業補助30万円と、同じく直診施設整備事業

補助金としてマンモグラフィーの購入に係る補助1,446万9,000円を予定しております。

第9条は、たな卸資産の限度額を定め、第10条で定める重要な財産の取得として、予定価格が700万円を超える医療機器の購入として、乳房エックス線撮影装置一式、自動血液測定装置一式を定めるものであります。

次に、529ページをお開き願います。

収益的収支であります。

医業収益では、入院・外来収益は、平成23年度の決算見込みを参考としてそれぞれ計上し、その他医業収益の1、一般会計負担金は、地方公営企業法のルール分繰り入れとして、救急医療の確保、小児医療に要する経費は交付税の措置額相当額を、医師確保に要する経費はインターネットでの医師募集に係る費用を、その他の医業収益は平成23年度決算見込みを参考として計上しております。

次に、531ページをお開き願います。

医業外収益として、一般会計補助金と国保会計補助金については第8条で御説明した補助を予定し、一般会計負担金については、高度医療に要する経費として100万円以上の医療機器のリースに係る費用相当額を、建設改良に要する経費として企業債の借入金利息の3分の2の相当額を、小児医療に要する経費として交付税措置相当額を、不採算地区病院の運営に要する経費として平成25年度までの6,732万円の交付税措置額を、公立病院改革プランに要する経費として交付税措置額をそれぞれ計上しております。

その他の収益は、平成23年度の決算見込みを踏まえた計上を行っております。

次に、533ページをお開き願います。

医業費用であります。

給与・手当の中で、医師給与は現員数8名に対して2名の増で10名の計上を、看護師給与は2名の増加を見込み予算計上を行っております。

しかし、医師については2名の採用を見込んで予算計上を行いましたが、2月中旬に1

名から辞退があったところであります。

賃金については、臨時賃金として眼科の出張医師の賃金の所要額を計上し、臨時職員につきましては現員数から2名増の計上となっております。

材料費である薬品費、診療材料費、医療消耗品は所要額を計上しております。

次に、535ページをお開き願います。

職員被服費以下各項目とも平成23年度決算見込みを参考とし、予算計上を行っております。

次に、537ページをお開き願います。

委託料以下の経費については、それぞれ所要額を計上し、減価償却費は、建物、構築物、機器備品は減価償却費相当額の予算計上であります。

次に、539ページをお開き願います。

研究研修費は、医師、看護師等コ・メディカルが必要とする図書、学会、研修会等の参加に要する経費を計上し、そのほかの経費については所要額を計上しております。

次に、541ページをお開き願います。

資本的収支でございます。

収入では、一般会計出資金として、支出の企業債償還元金の3分の2の相当額の繰り入れを、国保会計補助金として、乳がん検診に活用するためにマンモグラフィーの購入に充てるため、1,446万9,000円の補助を予定しております。内訳としては、国保基金充当額として1,026万9,000円、国保調整交付金として、国からの補助金420万円であります。

企業債として、支出の医療機器更新などの財源充当のため、起債による医療機器の更新を行おうとするものであります。

次に、543ページをお開き願います。

支出であります。

建設改良費では、医療機器更新のために8,896万8,000円を計上し、新規にマンモグラフィーの購入を、更新医療機器として、生体情報モニター、手術台、無影灯、電気メス、手術用開創器、眼科用検査装置、自

動血液測定装置、心電計、リハビリ用加硫装置、内視鏡、電動診察台などの購入を行おうとするものであります。

企業債償還金として、病院改築時に借り入れを行った企業債の償還元金であります。

なお、収益的・資本的収支における町からの繰入総額は、当初予算で3億231万8,000円で、交付税措置予定額2億8,785万9,000円を除く差し引き町負担額は1,445万9,000円となっております。

今回補正後の平成23年度の町負担額4,688万8,000円と比較すると3,000万円ほど少ないのは、今回補正いたしました不採算繰入金3,000万円の違いであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（古舘繁夫君） 説明終わりですね。

◎延会の議決

○議長（古舘繁夫君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

○議長（古舘繁夫君） 本日は、これで延会いたします。

午後 3時23分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員